

平成25年第9回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月12日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	12月13日 10時00分 亀里敏郎議長宣言			
閉 会	12月13日 18時12分 亀里敏郎議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	亀 里 敏 郎 議 員	7	内 田 竹 保 議 員
	2	内 間 広 樹 議 員	8	知 念 一 邦 議 員
	3	仲宗根 清 夫 議 員	9	名 嘉 實 議 員
	5	島 袋 義 範 議 員	10	友 寄 祐 吉 議 員
	6	山 城 克 己 議 員	11	渡久地 政 雄 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 山 城 佐 百 合 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	知 念 吉 久 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	並 里 晴 男 君
	教育行政課長	大 城 強 君	農 林 水 産 課 長	古 堅 和 昌 君
	会 計 管 理 者	内 間 常 喜 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君
	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君
	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	企 画 総 務 課 長 補 佐	新 城 米 広 君
	農 林 水 産 課 長 補 佐			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成25年第9回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成25年12月13日（金）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	議案第75号	伊江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
第2	議案第76号	伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例
第3	議案第77号	伊江村未買収道路用地取得基金の設置管理及び処分に関する条例
第4	議案第81号	伊江村地域の元気臨時交付金基金条例
第5	議案第82号	伊江村税条例の一部を改正する条例
第6	議案第83号	伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第7	議案第78号	人工透析診療施設新築工事（建築工事）請負契約の変更について
第8	議案第79号	堆肥センター天日干場建築工事請負契約の変更について
第9	議案第80号	伊江辺地に係る総合整備計画の策定について
第10	議案第71号	平成25年度伊江村一般会計補正予算（第5号）
第11	議案第72号	平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第12	議案第73号	平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第13	議案第74号	平成25年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）
第14	意見書第4号	道州制導入に断固反対する意見書（案）
第15	決議第3号	北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する要請決議（案）
第16	決議第4号	T P P 交渉に関する要望決議（案）
第17		閉会中の議員派遣について

○ 議長 亀里敏郎君

ただいまから平成25年第9回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議案第75号 伊江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案第75号について、説明をいたします。

伊江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

事務の合理化、効率化を図るための地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17の規定にて、長期継続契約を締結することができる契約には、これまで電気、ガス、もしくは水の供給等であるが、これ以外で長期継続契約が必要な契約について、具体的な契約の範囲は条例で定めることとなっていることから、本条例の一部を改正する必要があります。

もう少し、わかりやすく申しますと、今回の一部改正については、現在、伊江村が締結している各種の保守、または委託契約について、会計年度独立の原則から、その年度の4月1日に契約を締結するものでありますが、例えばこの日が4月1日が休日に当たる場合には、実質契約を締結することが困難で、何らかの不都合が生じたときの対応に支障を来しております。例えば、救急搬送の保険料、保険契約などについてですが、例えば4月1日の朝早くとかに何かあったときに非常に困るということもあって、これを条例で定めることによって、長期的な契約ができますということがございます。そういうことから、そのような不都合が生じないように、契約期間を複数年度とすることで、この問題を解消できると考えて、本条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

それでは次のページ、新旧対照表をあけていただきまして、新旧対照表で改正のところの説明をいたします。

第2条の第1号については、アンダーラインをしてありますが、改正前、改正後のところで、一般的であるものの次に「で規則で定めるもの」、規則で定めるということにしております。

第2号では、役務の提供を受ける契約で、次の「複数年にわたり契約を締結することを要するもので規則で定めるもの」に改正をしたいと思います。

それから第3条、(契約期間)を(委任)事項にかえまして、その面を「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」に改正をしたいと思います。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというこの改正の内容であります。

以上が、条例の一部を改正する内容であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第75号 伊江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号 伊江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第76号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第75号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の提案理由を、御説明いたします。

消費税法の一部を改正するなどの法律が平成24年8月22日に交付され、平成26年4月1日から消費税率が8%となるため、本条例の一部を改正して、船舶運賃に転嫁するために、本条例を提案するものであります。

なお、改正の内容が非常に詳細にわたりますので、担当課長から説明はさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

御説明いたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る財政の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正するなどの法律に基づき、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ改正されるため、運賃に転嫁するものでございます。

改正は第4条中「別表第1号」、「別表第2号」及び「別表第3号」を次のように改めるということで、改正前と改正後の比較表で御説明をいたします。

はじめに、基礎となります消費税5%から8%への転嫁の計算方法ですけれども、国の要綱に基づき計算を行っております。現行の大人、片道700円には、消費税5%が含まれております。その5%を除いた額に、8%をかけ、5円以上切り上げ、5円未満を切り捨て、10円単位で求めております。なお、現行の700円にアップ率3%を単純にかけて求めていきますと、10円単位の増額が区分によっては、このあとの車航送料あたりの区分によっては、増額が発生いたしますので、より公平な転嫁を行うために、先ほど説明いたしましたとおり算出をしております。計算式でいきますと700円割ることの1.05かけることの1.08で、720円を求めております。

その計算をもとに、別表第1号、1ページですけれども、旅客運賃を定めておりまして、大人1名、片道運賃700円が720円へ、20円のアップということになります。また、小人1名、片道運賃は、大人の半額と定めておりまして、「350円」が「360円」へと、「10円」のアップの改正になります。

それから同じく1ページですけれども、別表第2号になります。片道の自動車航送運賃を定めておりまして、3メートル未満で「2,420円」が「2,480円」へ、「60円」のアップになります。計算式でいきますと、現行の「2,420円」割りまして、1.05で割りまして、1.08をかけます。そうしますと、「2,484円」という金額が出てまいりますけれども、その「4円」を切り捨てまして「2,480円」という改正になります。以後、車の長

さの定めにより、同計算式で運賃を改正するものでございます。

それから別表第3号、2ページです。この貨物運賃を定めております。品目が多岐にわたっておりまして、2ページから11ページまでの品目の運賃を改定するものでありますけれども、改正するものでありますけれども、なお、計算式は一緒でありまして、豆類、1点とりますと、豆類で、現行「230円」割ることの1.05、現在の消費税を除きまして、その金額に1.08をかけるという計算式でやっております。そうしますと、236.57円という金額が出てまいりますけれども、236.5の「5」を切り上げまして、「237円」となります。「7円」のアップということになります。その後の品目につきましても、同計算式により改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

今回ですね。消費税の「5%」から「8%」への改正と、法令に改正によって、本条例が改正されるわけですが、本条例以外にも、役場の関係の料金、改正しないといけないものがたくさんあると思いますけれども、どのようなものがあるのか。そしてその改正はいつ。3月にやるのか。ちょっとお伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

お答えをいたします。今回の条例改正に伴っての改定すべきである項目、もろもろあるだろうという御質問でございます。御指摘のとおりでございます。ひとつ公営企業としてお答えできますのは、水道事業条例、これも転嫁を予定いたしております。改定する予定にしております。ただしかし、水道事業におきましては、2カ月に1度のメーター検針、メーターを検針をいたしております。3月分と4月分が今度同時になる関係上、3月の定例会あたりで改正をお願いをいたしまして、実施日としては6月あたりをめどに実施をしていくということでありまして、また、それが公営企業ですけれども、その他各課にわたる部分につきましては、担当課長それぞれ答弁していただければと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

島袋義範議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど、水道事業の料金については、公営企業課長からあったとおりでございます。役場の庁議におきましても、その辺、各課にわたる今回の消費税率の3%にあたって、現行据え置きするもの。要するに3%上げるものを早目に副村長のほうに提出をして、みんなで議論をしていくという部分で指示を出してございまして、今回は船舶事業会計のみを提案させていただいておりますが、その船舶事業の部分につきましては、この後、議決を経て、総合事務局との協議が必要だという部分で、12月に提案をさせていただきました。そのほかに学校における給食費で、保育所の給食費、これにつきましては、法律で定められているということですが、その辺の保育士の皆さんの要するに負担分。その辺の部分がありますが、そういう中で、すべて今回の消費税率のアップによって、すべからく5%から8%に上げるという部分の基本的な考え方には立ってなくて、各ものについて、具体的に今の現状も把握しながら、個別に対応をしていきたいと思っております。給食費につきましては、北部の市町村の中で、今回3%を給食費に転嫁するという部分はなかなかないという話も聞いておりますので、今後その辺の部分も含めまして、役場として内部で検討して、3月定例議会に必要

な分については、提案をしていきたいというのが、今の現状でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

今回、5%から8%に引き上げされると。すぐまた10%に引き上げされるという予定、国のほうでは予定されているらしいですけども、例えばこの前の堆肥センターの料金ですね。あれは消費税込みでされていましたがよ。315円でした。袋詰めが。だからそういう場合、こういう法律で船舶関係とか、総合事務局と協議をしないといけないものについては、そうなるかもしれませんが、例えばあの堆肥なんかでしたら、税抜き300円で決めておいて、徴収するときに、税金をかけていけば、条例改正なんていうのは必要ないわけです。そういうことは考えていないかどうか、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

ただいまの御質疑にお答えいたします。

確かに、堆肥税の販売額、それから買い取り金額については、消費税込みの額で設定しておりますけれども、今回の消費税の改定については今、村長からもありましたように、現状は本当に必要なかどうか。そこら辺を今精査しているところであります。ただ、議員からありましたように原価、要するに税抜の表示をしたらどうかという話でしたけれども、確かにそういう表示もありますけれども、役場の場合は一般的には税込の表示が通常だと理解しておりますので、そこら辺はまたこれから検討していきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

ちょっと関連も含めまして、1点お願いします。

伊江村にカーフェリーが導入されたのは何年でしたか。お願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

失礼いたしました。昭和48年、最初のフェリー就航となっております。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

伊江村にカーフェリーが導入されたのは、昭和48年。この伊江村船舶事業条例が最初つくられたのが、昭和47年となっております。今、私が別表1、2までは何の問題もないと思っております。別表3、これが今後、条例が必要なかどうかですね。別表第3について、今、実際カーフェリーですよね。これは実際にこのクレーンでやっていたころの条例ではないですか。クレーンで船積みをしていたときの分が、そのままずっとそのまま残っているんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

お答えをいたします。

別表第3号の貨物運賃表の御質問でございます。お話もわかります。ただこの別表第3号で定めております農産物でありますとか、もろもろの物品がございますけれども、これはあくまでも、個人で貨物あたりに、これを本部港まで運んでくれと。そういったことを規定しながらの運賃表でございます。貨物が何といいましょうか。大口でコンテナ状態、また車ということではなくて、個人が「一箱お願いします」というときの規定でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

ただ私は混乱を招く原因にならないかと思つて今、ふと気になって、この条例で定めた料金と現実の料金、貨物運賃は、やはり個人事業者、民間の企業ですので、かわると思うんですよ。その辺一度、内部で精査されて議論をされてはいかがでしようか。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

お答えをいたします。

御指摘がございました件、いま一度、検討をしながら進めていきたいと考えております。

また平成27年10月には、消費税が10%へのアップという話も聞こえております。そういったタイミングを見計らいながら、この別表第3号の件も再度、検討をさせていただきたいと考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻10時22分)

再開します。

(再開時刻10時22分)

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

先ほどの山城議員の御質疑に対しまして、どうもあやふやな答弁をしております。失礼をしております。

この別表第3号の金額、設定に基づいて貨物は料金を徴収いたしますので、今回、「5%」から「8%」へと改定がありますので、そのアップ分を改めまして制定をさせていただいて、貨物はそれに基づき貨物運賃を徴収するというところでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

義範議員と克己議員と重複いたしますけれども、村単独でやる堆肥については、1システムですから5%上がれば5%、8%で上がれば8%、8%から10%とすぐできると思えますけれども、このようにこの貨物運賃については、もうすごいアイテム数ですから、ぱっと見ても大中小の箱といつても、今現在、貨物にお家にある箱でもってすべて110円と。というような形で今、規定でやって、ゴルフバッグにしても「110円」だと。ひとつのどの大きさが110円なのか、200円なのかわかりませんが、今後これを見る限りでは、貨物も相当こんがらがるかと思えます。ですから郵便局がやっているみたいに、四方が30センチ、高さ何センチという箱の中にやるということで村民の皆さんに何センチ、箱、高さいくらということやらないと、これ1アイテムずつやると、例えば何個入ってこれだけだということ、お家から持ってきた箱にすべて入るわけですよ。いろんな雑貨が、梱包して。ですからそれもいま、郵便局がやっているような形で規定をやったらどうかということもあって、この村民にわからずような広報あたりでやったほうがいいんじゃないかと思

います。

これひとつひとつやっていると、お家の箱にいろんなものを詰めて、料金みんなまちまちになると思いますよ。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

お答えをいたします。御指摘のことも十分、理解をしているつもりでございます。先ほども答弁いたしましたけれども、いま一度精査をしながら、平成27年10月のその次回の改正をめどに、内部の検討、その品目等の比較等の検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

公営企業課長から答弁もありましたが、渡久地議員の今の質疑につきましては、ちゃんとこの運賃表に紙箱包み代278円、中134円、小113円、最小72円という部分の運賃表がちゃんとありますので、私から言いますと、今後伊江貨物と詳細に公営企業課長と調整をさせたいと思いますが、今までその運賃表にのっとして貨物が村からの業務委託を受けて、今ずっと業務をやっていると。そういう中でこの運賃表の中で非常に不具合があるという話は、私は聞いておりませんが、しかしそういう懸念があるのであれば、公営企業課と伊江貨物と再度、協議をさせていきたいと思っております。

それともうひとつは、本来であるとフェリーでこの辺の運ぶ部分は、村が担うべき部分を伊江貨物に、要するに業務委託をしているわけです。そういう中で、村民にこういう料金をあらかじめ知ってもらうということで条例で規定をしているわけです。その辺の部分がなくて、料金も伊江貨物が設定しますよとなれば、企業のこの辺の経営状況によって、その金額が非常に上がる可能性もありますので、あえてこの条例でこの金額を示して、議会の皆さんにも審議をいただいて、手広く村民の方にもそういう料金表がわかるように条例でこの料金を制定していく。これがこの船舶運航条例の中身だというふうに思っておりますので、確かにたくさんありますから、その中で規則で定めるという部分でやってもいいんですが、やはりそれは預ける人の村民の対しての料金がありますから、そういうことであえて条例の中で規定しているという部分を御理解いただきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻10時28分)

再開します。

(再開時刻10時35分)

ほかに質疑ありませんか。

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

消費税のアップに対しては、共産党は反対をしておりますけれども、その理由はですね。消費税そのものが、逆進性の強い税金であるということです。これは4月から実施することについても、景気に冷や水をかけるということで、4月実施については、反対をしてきたわけですが、決まったからにはしょうがないと思っています。が、改正理由のほうが、課長のほうから消費税アップを社会保障の抜本改正に使うという説明がありました。が、実際には社会保障にはあまり使われなくて、公共投資と大企業の税率軽減に回されているというのが実態です。それについて、どのようにお考えか。お聞かせください。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

お答えをいたします。

御指摘の件もあるかと考えておりますけれども、ただ国の施策でありまして、また我々公営企業課、1企業でもあるものですから、独立採算性を旨としておりまして、経営の安定や健全化を考えますときに、やはりアップ分は、御利用いただく皆様に御負担をおかけしていくという考えのもとでの条例提案でございます。

○ 議長 亀里 敏郎 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第76号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第77号 伊江村未買収道路用地取得基金の設置管理及び処分に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政英 君

議案第77号 伊江村未買収道路用地取得基金の設置管理及び処分に関する条例について、説明をいたします。

これは伊江村道路敷買上補償基金の設置及び処分に関する条例の全面改正ということで、御提案をするものであります。対日平和条約発効日以前において、道路となった土地で、その後、村道路に編入した土地の買い上げ補償に充てるために、これまで伊江村道路敷買上補償基金を設置をしてありましたが、今回この条例を全面改正をして、これまで村の発注による道路拡張工事等によって、つぶれた用地、または今後、本村が発注する道路工事等の拡張によって、つぶれた用地などを買い上げ補償するために、本基金を充てていくということで、条例の全面改正を行いたいというのが、今回の提案理由でございます。

なお、次のページを開けていただきまして、条例の説明をさせていただきます。

伊江村道路敷買上補償基金の設置管理及び処分に関する条例の全部を次のように改正する。ということで、条例の名称が、「伊江村未買収道路用地取得基金の設置管理及び処分に関する条例」ということにしたいと考えております。

第1条で（設置）未買収道路用地を取得し、公共用に供するため、伊江村未買収道路用地取得基金（以下「基金」という。）を設置する。第2条で（積立）の方法、第3条で基金の（管理）、第4条で（運用益金の処理）。第5条で基金の（処分）ということで、それらに処分することができる費用に充てる場合に、1号から5号まで定めてあります。第5条の2項で、前項の処分は、一般会計歳入歳出予算に計上しなければならない。

第6条で（繰替運用）、第7条で（委任）ということで、附則でこの条例は、公布の日から施行する。とい

うことで、新たな全面改正をして、先ほど説明しましたものに充当していきたいということでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

この道路の買い取り問題は、私は本議会で何度も質疑をした経緯がございます。今条例に、できるならばもう1条をぜひ付け加えていただきたい文言があります。これは（設置）のほうで、「未買収道路用地を取得し、」とありますけれども、この未買収、この道路をつくったあとの残地がありますよね。その残地も買い取れるようなこの基金をもって、これが今までこの問題のトラブルのもととなっているんですよ。村で道路をつくったときに、道路敷地は補助金やいろんな事業で買い取る、または事業はできるけれども、道路にかからなかったほかの人との境界線の残地があっちこっちに残されて、それがあとあとトラブルのもとになっていますので、ぜひこの基金でこの条例基金で、その道路をつくったときの残された残地もこの基金で買えるような、そういうものは検討できないのか。お伺いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。

確かにこの道路拡張等に伴って、残地が出る場合があります。これは事業で行う場合、残地補償ということで、いろいろ事業で、全額ではないんですけども、買い取る場合もできます。しかしながら、議員お説の状況のように、やはり残地が残ることも予想されることがあります。もちろんこの中で、今回の未買収のこの基金をもとにして、そういったものは買い取れるというようなことで、私たちも考えています。できるということで考えています。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

建設課長から答弁がありますが、より具体的に申し上げますと、今の補助事業の中でも残地補償はできません。ただし、この道路でつぶれた部分で残った部分が有効活用できないと。例えば100坪あって、10坪とか。この辺多分、克己議員がおっしゃっているのは、残った部分が活用できないときに買ってほしいということですから、これは現行の補助事業の中でも十分買えるようになっていきますので、先ほど建設課長が言ったように、この具体的なつぶれた後の残地を見て、判断していくという部分で残った土地が、道路につぶれた残りの部分がやはり、今後の土地としての利用形態、要するに効果的な運用ができない。使用ができないという部分については、基本的に残地補償として、この基金で買えるという部分で理解してほしいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

村内の道路で、未買収の道路が結構あると思いますが、過去に行われた工事費といたしますか。それによって買収されていない道路についてはどうなんですか。未買収道路はどのぐらいあるんですか、村内で。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

議員お説の過去に道路工事などで行われて、未買収になっているこの土地、これを今回の基金によって買い上げできるという目的で、今回の基金が設立していますので、先ほどの新しく大体、近年の工事は、事業で用地買収をしていきますが、過去にモデル事業とか、いろんな事業を未買収になった用地について、この基金条例の改正によって、今回その未買収道路を用地を買い取る目的で今回基金を検討しております。

ちょっと、道路の本数につきましては、この筆数はないんですけども、実はこの未買収になっている公衆用道路となっている分筆された土地ですね。それについては、調べたところ1,400筆余り、筆数であります。道路の本数ではありませんが、公衆用道路となっている地目、それはそれに一応は調査をしております。以上です。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名 嘉 實 議員

未買収部分を全部買い取るとすると、どのぐらいかかりそうですか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

これのどれぐらいかかるかと。いろいろと単価の問題とか、いろんなことがありますので、実際、少しお答えできませんが、基本的に今の基金での総額で全部できるとはちょっと想定しておりませんが、基本的にその今おっしゃる総額、いくらかかるかはちょっと今、お答えはできません。すみません。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

ほかに質疑ありませんか。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名 嘉 實 議員

買収の優先順位といいますか。それはありますか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

先ほど申し上げたとおり、かなりの筆数がありまして、これは先ほどのように、過去のいろんな事業の残された部分でありまして、そしてさらにこの執行につきましては、今後、一応庁議内でいろいろと検討をしながら実施をしていこうと思っていますので、実施をしていこうと思っています。そういうことで、今後の体制を整えてからやっていきたいと思っています。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

休憩します。

(休憩時刻10時49分)

再開します。

(再開時刻10時52分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第77号 伊江村未買収道路用地取得基金の設置管理及び処分に関する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号 伊江村未買収道路用地取得基金の設置管理及び処分に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第81号 伊江村地域の元氣臨時交付金基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第81号 伊江村地域の元氣臨時交付金基金条例の提案理由を御説明いたします。

国から交付される地域の元氣臨時交付金を積み立て、地域における公共投資を迅速かつ円滑に実施するため、伊江村地域の元氣臨時交付金を創設したいというのが提案理由の説明になっていますが、この地域の元氣臨時交付金というのが、国の平成24年度補正予算において、地域の経済活性化、雇用創出臨時交付金ということで創設をされております。なお制度の要綱が平成25年11月29日に制定をされて、交付申請が実はそこから受け付けをしていく。申請をしていくというような交付金の内容になっております。なお、この交付金は、平成26年度限りということでありまして、

平成27年3月31日限りでその効力を失うというような交付金の内容になっておりまして、建築公債の対象となる国庫補助事業、あるいは地方単独事業で、建設地方債、対象事業に限るとうたわれております。

なお、県内41団体中、33団体に交付される交付金であります。伊江村の交付限度額で1,773万7,000円が、交付限度額となっております。なお、これが基金に積み立てて使用できるということもありまして、平成25年度のうちに、先ほど申しました建築公債あるいは地方単独事業でのその他該当工事が無いために、現在、今年度実施設計を行っている東江上集落道路15号道路整備が今、設計中ですが、その設計終わった後に、平成26年度に基金を積み立てておいて、平成26年度取り崩して東江上集落道の15号に充てていきたいということで、この基金を積み立てていくための基金条例であります。

それでは2ページを開けていただきまして、地域の元氣臨時交付金、基金条例の内容を説明したいと思います。

第1条で（設置目的）。それから第2条で（積立）でございます。第3条で基金の（管理）、第4条で（運用収益の処理）。第5条で（処分）基金は、第1条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に、これを処分できます。ということでありまして。第6条で（委任）。

附則で、この条例は、公布の日から施行する。2項で（この条例の失効）ということで、この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ということで、定めていきたいと考えております。

なお、基金の条例については、ほとんど本村にある基金の条例とほぼ同じでございます。

以上で、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

先ほどこの交付金基金のこの交付額ですか。1,700万円とありましたけれども、これは1,773万7,000円というのが限度額ということなんですか。それとも例えばこの事業の申請をすれば、できるということなのか。これまたそれ以内であれば、それ以内でしか交付されないということなのか。例えば、工事で1,500万円しか使わないという場合は1,500万円しかできない。基金に積み立てできないということなのか。残った分は何か

にも使えるのかどうかですね、その辺。東江上の道路にも使うという予定だという話がありました。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

ただいまの御質疑にお答えいたします。

この基金につきましては、国のほうで査定をしていただきまして、これが限度額ということで、1,773万7,000円ということになっておりますけれども、それは交付額と同等の額になりますので、これを使い切ってくださいというようなことですので、今回の東江上集落道15号道路整備事業ですべて使うということで、今執行するというので計画をしてございます。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいまの政策調整室長が答弁したとおりでありますが、実はこの今回の交付金については、財政力、必要によって決まってくるような感じのもので、この事業をするので、これだけの交付金をやりますというような交付金ではないということだけの御理解をしていただければ、わかりやすいかなと思いますが、今回東江上の集落道路、15号を整備をするにも、1,700万円では足りないわけです。その部分を交付金で充てる分を交付金で充てて、残りを例えば調整交付金、防衛の構築化を使うとか、そういったことでの事業の工夫をしていきながら、集落道15号に充てていきたいということでもあります。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第81号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第81号 伊江村地域の元気臨時交付金基金条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第81号 伊江村地域の元気臨時交付金基金条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時00分)

再開します。

(再開時刻11時14分)

日程第5 議案第82号 伊江村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第82号 伊江村税条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、伊江村税条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、非常に詳細にわたりますが、その大きな柱が、今回その内容としまして、個人住民税の公的年金等

からの特別徴収制度に関する取扱いの見直しが一つ目です。

2つ目が、金融所得課税の一本化。法人に係る利子割の廃止等に関する地方税法及び同法施行令の改正に伴い、引用条項のずれの措置を行うということが大きな二本柱となっております。

なお、詳細にわたりますので、住民課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

それでは新旧対照表をもちまして、御説明を申し上げます。

対照表の1ページ、第47条の2、第47条の2（1）当該年度の次に、「初日に属する年の」を加え、同項中第1項を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする改正です。内容といたしましては、先ほど副村長からありました年金所得者に対する納税の利便性を図るとともに、市町村における税業務の効率化を図るため、個人住民税における法的年金からの特別徴収制度を見直しております。現行の制度では、他市町村へ転出した場合は、公的年金から特別徴収を中止し、普通徴収へ切り替えていますが、特別徴収を継続するものとする規定であります。

続きまして、新旧対照2ページをお願いします。47条の5（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額）の2分1に相当する額とする。改正です。内容といたしまして、年間の特別徴収税額を平準化させるため、仮徴収税額を前年の年税額の2分の1と算定とする方法の見直しを規定しております。

附則 第7条の4、後で出てきます附則第19条第1項の次に「、附則第19条の2第1項」を付け加えております。附則第19条の2の規定の新設に合わせて、引用条項を追加しております。

附則第16条の3、見出し中「配当所得」を「配当所得等」、条文中、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改めております。

内容といたしましては、上場株式等の配当等に係る自主所得及び配当所得については、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として、附則で定めるところにより計算した金額に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課するに改めております。これは平成28年1月1日以後に、金融所得課税について、村益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税ともに見直されることから規定の整備を行っております。

また、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行っております。

4ページをお願いします。附則第19条、見出し中「株式等」を「一般株式等」に、同項第1項中「株式等」を「一般株式等」に改めております。株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、区分されたことに伴う規定の整備を行っております。

6ページをお願いします。附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設する改正を行っております。改正前の附則第19条の3から20条の、ページ11の20条までは削除されております。

13ページをお願いします。附則第20条の2、2項中、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする規定であります。削除しました条に伴い規定を繰り上げてあります。

附則第20条の3は削除されております。

附則第20条の4、削除しました改正前の附則第20条の3に伴い、規定を附則第20条の2へ繰り上げるとともに、契約条項適用配当に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行っております。

対照表の18ページ、附則第20条の5は削除されております。

すみません。対照表にはございませんが、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして（施行期日）あるいは附則第2条におきまして（経過措置）をうたっております。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第82号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第82号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第82号 伊江村税条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第82号 伊江村税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第83号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第83号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律、先ほどの税条例と同じですが、平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提案しているところでございます。

なお、本条例につきましても、詳細にわたりますので、住民課長から説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

それでは新旧対照表をもって、説明をさせていただきます。

1ページ、附則第3項では、改正前が「配当所得」とあるのを、「配当所得等」に。「配当所得の金額」とあるのは「配当所得等の金額」に改めるということで「等」が加わっております。これは附則第3項では、地方税法の改正により、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行っております。

附則第6項の見出しを含め、「株式等」を「一般株式等」に、同項中「法附則第35条の2第6項」とあるのを「法附則第35条の2第5項」に改める。

改正前の附則第6項の下から、3行目に「と、第21条中「及び山林所得金額」から始まる下線部分を削除する改正でございます。

2ページをお願いします。附則第7項「上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例を定めてあります。

附則第6項、7項の改正は、地方税法の改正により、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区別されたことに伴う規定の整備を行っております。

続きまして、附則第8項及び附則第9項を削除しております。

3ページをお願いいたします。附則第10項中2と第21条及び山林所得金額から始まる下線部分を削除し、同項を第8項としております。

附則第11項は、削っております。

附則第12項中と、同条第2項とあるのは、法第314条の2、第2項からはじまる下線部分を削除し、同項を附則第9項としております。同じく附則第12項中と、同条第2項とあるのは、法第314条の2、第2項から始まる下線部分を削除し、同項を附則第10項に改めて改正をしております。

4ページをお願いいたします。附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同条、下から4行目の「と、(第3条)中「及び山林所得金額の合計金額から同項各号」から始まる下線部分を削除と、同項を附則第11項にしております。

附則第8項、9項及び11項の改正内容につきましては、地方税制法の一部を改正する法律による租税条約等の実施に伴う所得税、法人税法及び地方税制法の特例等に関する法律の改正による条項適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行っております。

5ページをお願いいたします。附則第15項を削除しております。すみません。新旧対照表から議案のほうへ戻っていただきまして、附則といたしまして、第1条で(施行期日)をうたっております。第2条では、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということになっております。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第83号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第83号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第83号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第78号 人工透析診療施設新築工事（建築工事）請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

それでは議案第78号 人工透析診療施設新築工事（建築工事）請負契約の変更についての提案理由の御説明を申し上げます。

人工透析診療施設新築工事（建築工事）請負契約の変更について。

当初、契約金額1億8,900万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額900万円）に変更による増額契約1,207万5,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額57万5,000円）を追加して、契約額の合計を2億107万5,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額957万5,000円）に変更し、有限会社明城建設・株式会社エムエープランニング建設工事共同企業体。沖縄市池原2丁目15番3、有限会社 明城建設、代表取締役 山城重幸と改定契約をしたいと思つての提案でございます。

なお、主な変更理由は、当初予定より工事箇所の地盤が軟弱なため、地盤改良工事のための磁気探査業務の増と、渡り廊下部分の手すり工事の追加と、廊下の高さを2.6メートルから2.9メートルに高くする工事などが、今回の改定契約の主な理由となっております。

以上で、提案理由の御説明を終わりたいと思います。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

本工事、地盤改良に相当時間が、期間を要したようですけれども、予定通り4月1日から透析の業務が行えるのかどうか。その辺をお伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お説のとおり、地盤改良のときに、大分工期を要しているそうです。工程的には、この年内及び年明けて、スラブ打ちという工程になっているようで、基本的には3月末までは、工期は2月のほうに今なっていますが、やはり備品等もあわせて3月末に終えて、4月に向けて、今一生懸命、努力をしているところです。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

工事の進捗状況については、建設課長からあつたとおりでして、できれば新年度の4月1日から人工透析施設の開業、開始を念頭に、いろんな準備を進めているところですが、この前、阿部所長、事務長とお話をした中では、今現在では4月に向けて、一生懸命、内部のスタッフも努力はしますが、確約はできないというのが現状でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

廊下の2.6から2.9にかえたというのは、下の通りのことでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

お説のとおり、既存の医療保健センターから新築するところへの渡り廊下の高さの、これまで2.6メートルあったわけですが、少し道路のほうを下げて、そのことによって30センチちょっとアップすることが可能になりました。

それによって、通行的にも大分有利になると思います。以上です。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

休憩します。

(休憩時刻11時37分)

再開します。

(再開時刻11時43分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第78号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第78号 人工透析診療施設新築工事(建築工事)請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第78号 人工透析診療施設新築工事(建築工事)請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第79号 堆肥センター天日干場建築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第79号 堆肥センター天日干場建築工事請負契約の変更についての提案理由の御説明を申し上げます。堆肥センター天日干場建築工事請負契約の変更について。

当初、契約金額1億1,445万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額545万円)に変更による増額契約額527万1,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額25万1,000円)を追加し、契約額の合計を1億1,972万1,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額570万1,000円)に変更し、伊江村字川平396番地、有限会社 真組、代表取締役 浦崎直幸と契約をしたいと思っの提案でございます。

なお、主な変更理由は、天日干場の雨除けシートの設置と手動巻き上げ機の設置によるものであります。天日干場は、当初設計では、四方壁がなく、雨の際に施設内に雨が入ることが懸念されておりました。その改善策として雨除けシートを設置すると。手動巻き上げ機を設置して、その対策をするために、変更したための変更増額でございます。私はこの工事の名前を「天日干場(てんにちほしば)」と言っておりますが、「天日干場(てんぴほしば)」ですので、訂正をさせていただきます。

以上で、提案理由を終わらせていただきます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第79号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第79号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第79号 堆肥センター天日干場建築工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第79号 堆肥センター天日干場建築工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第80号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第80号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由を御説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための、財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき、あらかじめこの整備計画を策定するためには、あらかじめ県知事と協議を行い、県知事からの回答をもって、村議会の議決を得るという必要があります。というのが第3条の第1項になっております。したがって、今回の策定は、その手続にのっとりまして、平成25年11月8日に沖縄県知事と協議を行い、平成25年12月5日付で、沖縄県知事から計画策定協議についての、異議がない旨の回答を受けておりますので、今議会に議決をお願いをしているところでございます。

それでは、次のページを開いていただきまして、総合整備計画書（案）の説明をさせていただきます。すべて読むと時間がかかりますので、一番下のほうの3の公共的施設の整備計画のところから、御説明をさせていただきます。3公共的施設の整備計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画で、内容につきましては、事業主体、区分ですけれども、渡船施設、そして農業経営の近代化のための施設、地場産業の振興に資する施設、診療施設についての計画策定であります。合計額は33億5,776万8,000円というふうに入内訳をさせていただきますが、そのうち辺地対策事業債の予定額を5億8,491万円とするものであります。

事業内容ですが、渡船施設というのは、フェリーぐすくの代替船の建造費ということで、この計画では事業実施を平成27年度を予定しての計画でございます。農業経営の近代化のための施設は、県営かんがい排水事業と、村づくり交付金事業、現堆肥センターの整備事業、それから1号防風林整備事業のことでございます。県営かんがい排水事業、東江上、それから伊江東部、真西、川平第1、第2地区の村負担分を辺地対策事業費に充当する計画であります。

村づくり交付金事業につきましては、平成21年度から26年度までの継続事業となっております。今回の総合整備計画では、平成25年度から平成26年度までの事業分を策定をさせていただきます。

地場産業の振興に資する施設というのは、現在、製糖工場施設内に建設中であります特産品加工支援施設のことでございます。それから診療施設につきましては、現在建設中であります村立の人工透析施設整備事業のことでございます。

以上、簡単ですが、計画書案を説明をして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第80号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第80号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第80号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第80号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時54分)

再開します。

(再開時刻14時00分)

日程第10 議案第71号 平成25年度伊江村一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第71号 平成25年度伊江村一般会計補正予算(第5号)の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,214万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,297万2,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によりたいと思います。

(債務負担行為)第3条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正につきましては、過疎対策事業債で800万円の減で5,450万円。辺地対策事業債で1億6,350万円の減で1億500万円。公共事業等債で6,600万円を増資、9,400万円、あわせて1億550万円の減で、2億5,350万円に地方債を補正したいと思っております。

過疎対策事業債、辺地対策事業債におきましては、国からの減額指示によるものでございます。過疎対策事業債で2事業を減額し、辺地対策事業で4事業の減額であります。公共事業等債は、地域行政ネットワーク整備事業、地域整備事業の採択実施に伴う6,600万円の増となっております。

次に第3表 債務負担行為、職員が現在使用している古い型のパソコン、Windows XP型の買い替えを行うため、伊江村地域情報化対策事業を平成25年度から平成26年度までの期間とし、その事業費の限度額を1,000万円と定める債務負担行為の予算措置でございます。

歳入歳出にわたりましては、各課長をもって説明をさせたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

それでは事項別明細書をもって御説明申し上げます。

歳入1ページ、1款1項2目法人税、215万9,000円の増額補正でございますが、細節1. 現年度課税分に

つきましては、11月末の納付実績に基づき補正をしてございます。

歳入2ページをお願いします。1款2項1目固定資産税、補正額326万円の増額補正でございますが、細節1. 滞納繰越分326万円の補正でございます。11月末の納付実績及び年度末までの4カ月分の納付見込みを調整いたしまして計上してございます。

続きまして、1目軽自動車税、細節1. 現年課税分65万9,000円の増額補正。同じく細節1. 滞納繰越分22万8,000円の増額補正でございますが、固定資産と同様に11月末の実績及び年度末までの納付見込みを調整いたしまして計上いたしております。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

歳入4ページをお願いいたします。9款1項1目国有提供施設所在村交付金271万3,000円の増額につきましては、細節1. 助成交付金268万7,000円の増額、細節2. 調整交付金2万6,000円の増額に伴うものでございます。これにつきましては、交付決定通知がございますので、補正増額となっております。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入5ページをお願いいたします。14款2項1目総務手数料12万7,000円の増額補正でございますが、固定資産税、軽自動車税の納付に伴う督促料を11月末までの実績及び年度末までの実績を調整いたしまして、予算計上いたしております。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

歳入の5ページ、使用料及び手数料ですけれども、農林水産手数料ですね。登録手数料等で配達散布料2万1,000円の計上ですけれども、11月から堆肥の販売をしておりますが、配達それから散布の手数料の項目が設けられておりませんでしたので、今回補正で設けております。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

歳入6ページをお願いします。15款1項1目民生費国庫負担金316万2,000円の補正額でございますが、6節身体障害者福祉費国庫負担金、細節2. 自立支援医療費国庫負担金の更生医療分で実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳入7ページの4目土木費国庫補助金193万7,000円、社会資本整備総合交付金補助金の追加内示に伴いまして、計上しています。

次、6目特定防衛施設対策交付金2,908万円、これも特定防衛施設交付金の二次内示に伴う計上をしております。なお、特定防衛施設交付金の支出につきましては、今回水道事業の基金増設と、皆様のほうにお手元に配付してある事業の項目を予定しておりまして、歳出のほうで御説明をしたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

7目総務費国庫補助金3億1,364万4,000円の増のうち、細節13. 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）でございますが、総事業費約3億7,000万円の80%国庫補助ということで、2億9,590万7,000円の補正をしております。これにつきましては、事業の概要等につきましては、歳出のほうで説明したいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

同じく1節総務補助金の細節14. 地域の元気臨時交付金の1,773万7,000円の増額につきましては、総務省から交付金の交付決定通知がございますので、計上してございます。

先ほど基金条例の制定でも御説明申し上げましたが、総務費の基金に積み立てするものであります。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

歳入8ページをお願いします。16款1項1目民生費県負担金158万1,000円の補正額でございますが、15款国庫支出金と同様でございます。細節2. 自立支援医療給付費県負担金で、実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

同じく4目保険基盤安定負担金、細節2. 保険基盤安定負担金（後期高齢者会計）47万8,000円の減額補正でございますが、後期高齢者医療分の県からの確定通知による減額補正でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

歳入9ページをお願いします。16款2項2目民生費県補助金822万8,000円の補正額でございますが、2節社会福祉費補助金、細節3. 重度心身障害者（児）医療費補助金93万円で、実績見込みに伴う計上でございます。

3節児童福祉費補助金、細節3. 安心子ども基金事業729万8,000円の計上でございますが、子ども子育て支援制度に係る電子システム構築委託料に充当します。全額補助でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

同じく9ページ、4目農林水産業費県補助金799万7,000円の補正額でございますが、106. さとうきび安定生産確立対策事業400万円の減でございますが、これは今回、J A伊江支店が事業主体となりまして、今回防除機を購入いたしております。これはリース事業なんです、この400万円は県分として20%計上してありましたが、予算の60%は国、20%は県、残りの20%が事業主体ということで、県分の事業費が今回つかなくて、そのためにこの20%を伊江村とJ Aで今回、負担することになっております。

それから114. デイゴヒメコバチ防除事業、これはデイゴの村内に約70本ぐらいの幹回り40センチ以上、70

センチ以上が25本ぐらいありまして、これは県が直接事業で薬剤を注入散布しております。ここにあるのは市町村分として今回27万円の補正額でございます。

それから116. 漁村再生交付金事業、これは1,500万円、これは西崎漁港。1月に発注予定でございまして、県から交付が来ておりますが、工期としては150日、大体6月までの見込みで計上してありますが、繰越し事業となります。

それから121. 肉用牛生産振興特別対策事業327万3,000円の減額なんですけど、これは今回、県の一括交付金で、農業公社が現在進めております5名の方々の事業がございまして、その中でマルチローダーを計画しておりましたが、この農業公社の事業では採択できなくて、今回県から補助がございまして、2人分2台、その入札残の分として327万3,000円を減額してあります。

次のページをお願いいたします。16款3項4目農林水産業県委託金、補正額4万2,000円、これはさとうきびの優良種苗安定確保事業ということで、当初70アールで計画を立ててございまして、その増分として、当初91万6,000円で査定されておりましたが、プラス追加交付が4万2,000円確定してあります。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

6目土木費県委託金72万7,000円の計上でございまして、県道清掃委託金としまして県道、黒糖工場前からビーチへ至る枯れ木の除去費用として、県と協議した結果、県のほうから追加内示がありましたので計上しております。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

11ページ、18款1項4目教育費寄附金1,000円の補正でございまして、これは伊江村人材育成会への寄付金の費目存置でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

歳入12ページ。19款2項1目財政調整基金繰入金ですが、村債等の減により歳入が減になりましたので、財源調整として、1億3,189万6,000円を補正をしております。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

歳入13ページ、21款3項4目過年度収入、細節1. 過年度収入65万4,000円でございますが、これは北並里、東江上北並里の東江上地区、県営かんがい排水事業がございまして、実績によりまして県より平成24年度分の過年度収入が入っております。

それから細節10. 西崎漁港災害復旧事業ということで243万1,000円、これも平成23年度分として、汚濁防止柵を村が立て替えという形で工事は執行して、今回243万1,000円、過年度収入で入っております。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

同じく細節7. 障害者認定事業負担金清算分2万7,000円の計上でございまして、沖縄県介護保険広域連合

からの平成24年度決算に基づく負担金清算分でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

同じく過年度収入、細節8. 後期高齢者広域連合医療費給付負担金清算分として235万3,000円、これは後期高齢者医療、広域連合からの通知によります清算金の計上でございます。

同じく6目、補正額519万3,000円、細節51. 広域連合精算償還金561万9,000円は、介護広域連合からの通知による償還金の計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

同じく79. 小麦製粉料支援金10万円ですが、これは現在、物産センターで小麦を製粉しておりまして、農家1キロ当たり、農家は100円で現在製粉しているわけですが、JAと伊江村で100円ずつプラスをいたしまして、そこで年間約1.7トン、それとTAMAレンタのほうでも行われております。JAからの10万円の収入です。

それから細節84. 肉用牛生産振興特別対策事業農家負担金、先ほど言いました2台分の入札残、その農家負担分の減でございます。

それから細節85. 畜産共進会衣類購入者負担金、これは県の共進会で議員の皆様からジャンパーと帽子、1,000円徴収いたしました、90名分の収入が入っております。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

歳入14ページです。村債ですが、元副村長から説明がありましており、地方債の補正でございます。過疎対策事業債、辺地対策事業債、それぞれ減額、公共事業等債で6,600万円の増額補正でございます。

それでは歳出に移ります。

歳出の1ページ、1目議会費の役務費、細節2. 広告料でございますが、これは本部地区交通安全協会60周年記念事業の協賛広告費5万円でございます。

歳出2ページ、2款総務費1項1目一般管理費の4節共済費の健康・厚生年金保険料負担金の140万円の増額は、職員の産休等による臨時職員の増員並びに賃金が増額等によって、増えた分でその負担金も増えておりますので、その増額でございます。

8節報償費については、村功労者数が予定より増えたための措置でございます。

旅費の細節1236. 北部広域ネットワーク整備事業は、旅費に30万2,000円、11節需用費に9万8,000円、それと15節工事請負費を計上してありますが、その事業概要につきましては、お配りしてある資料をごらんいただきたいと思います。北部広域ネットワーク整備事業、説明資料ということで、資料がお手元にあるかと思いますが、まず1ページが整備拠点の一覧ということで、その中でWiMAXの基地局の整備箇所、防災減災情報カメラの設置、波高計、Wi-Fiスポット、充電スポット等の位置を表しております。

次に2ページがネットワークの構成図ということで、本部から伊江村役場まで、北部広域圏の事務組合が事業主体で、緑色の光ファイバーが敷設されまして、それから村全体へとネットワークの形成を図っていきます。その中で、3ページのWiMAXにつきましては、3ページにありますとおり8カ所の基地局の整備をいたします。

それと4ページのネットワークのイメージ図でございます。それと5ページは昨日、仲宗根議員から一般質問がありましたWi-Fiスポットのイメージと、その位置を整備する箇所の概要でございます。さらに6ページは、この防災、減災情報カメラの説明をいたしております。

以上の整備を行うための事業費として、計上してございますので、よろしくお願ひいたします。

歳出の2ページに戻りまして、11節需用費のコンピューター修繕料の150万円は、LGWAN提供設備が、LGWAN接続ルーターへの設備仕様に変更となるため、その改修費としての整備でございます。12節役務費、給与計算システムの改修費として12万9,000円を補正してあります。2目文書広報費の役務費の増額は、細節1. 通信運搬費、細節2. は本部、先ほど議会費でもあげました本部地区の交通安全協会の60周年記念事業協賛公告費でございます。細節102. 防災無線の戸別受信機新規取り替え等に不足が生じておりますので、補正しております。4目財産管理費の積立金、細節101. 財政調整基金積立金は財源調整によります減額でございます。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

同じく4目の細節111. 特定防衛施設周辺整備調整交付金の基金でございます5,317万4,000円、これは水道事業の基金として、今年度積み立て平成26年度に整備事業の工事を行うための基金造成でございます。先ほどの追加内示と二次分の追加内示と、これまでの入札残金、それから計画変更に伴うもろもろの事業を相殺して、基金積立をしております。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

同じく25節積立金の細節112. 地域の元気臨時交付金1,773万7,000円でございますが、先ほども御説明申し上げましたとおり、平成26年度に実施予定の東江上集落道15号、道路整備事業に充当するものでございます。

次に5目企画費でございます。29万3,000円の補正増額でございますが、3節職員手当等、11万2,000円につきましては、人事異動及び扶養対象者の増によるものでございます。9節旅費17万1,000円、14節使用料及び賃借料の1万円につきましては、事務調整旅費及び高速料に不足が生じておりますので、補正増額させていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳出3ページをお願いいたします。2款2項1目税務総務費112万3,000円の補正でございます。2節給与、3節職員手当、7節賃金は年度末までの予算を調整勘案いたしまして、増減額いたしております。11節需用費、細節6. 修繕料9,000円の補正でございますが、公用車のバッテリーが劣化により使用不能となりましたので、バッテリーを交換いたしております。その費用の計上でございます。13節委託料232万2,000円の増額は、細節108. 空中写真画像データ構築業務委託料でございます。現在、税務のほうで扱っております地籍図等の航空写真が平成21年に撮影された画像であることから、若干、現状とは異なるところが多くありまして、新たに今回撮影したく、増額計上してございます。

同じく2目賦課徴収費、13節の委託料、細節101. 軽自動車登録抹消通知委託料2万4,000円の増額でございますが、これは軽自動車協会等から軽自動車の納税申告書等及び廃車申告書等の取り扱い件数がふえておりまして、それに対する増額計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

歳出4ページです。2款総務費7項1目交通安全対策費6. 修繕料62万1,000円の増額は、カーブミラーの修繕費として、約10基分を計上してございますので、お願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

歳出5ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費274万8,000円の補正額でございますが、2節給料から4節共済費までは、給与改定及び配置替えによるものでございます。9節旅費、11節需用費、細節1. 消耗品、細節2. 燃料費、細節3. 食糧費に不足が予想されますので、増額をお願いします。

13節委託料、細節123. 福祉システム改修委託料47万6,000円の計上でございますが、障がい者自立支援給付システム、改修委託料の計上でございます。

20節扶助費、細節106. 重度心身障害者（児）医療助成費の186万円の増額でございますが、受給者がふえておりまして、それに伴う計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

2目国民年金事務費40万4,000円の増額でございますが、13節の細節101. 機器ソフトウェアの保守管理委託料でございますが、今回国民年金システムのソフトウェアの更新が必要になっておりますので、この更新費用を計上してございます。

6目介護保険費12万4,000円の増額補正でございます。11節需用費、印刷製本費1万3,000円、12節役務費、通信運搬費12万3,000円の補正でございますが、今回介護広域連合の協力を得ながら、日常生活圏のニーズ調査を行いたいと思ひまして、その調査表の印刷及び調査を行うための郵送費等を計上してございます。

同じく19節負担金補助金及び交付金、細節101. の1万2,000円の減額補正は、介護広域連合からの負担金の確定通知による減額補正でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

同じく8目身体障害者福祉費632万6,000円の補正額でございますが、20節扶助費、細節101. 自立支援医療給付費の更生医療分で、対象者が増えておりまして、それに伴う計上でございます。

9目福祉センター運営費の89万7,000円の補正額でございますが、11節需用費、細節6. 修繕料で火災報知器の受信機、空調設備の室外機1台の修繕費と、排水溝のつまりによる配管高圧除去洗浄費の計上でございます。

歳出7ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費の849万9,000円の補正額でございますが、3節職員手当等から、4節共済費までは、人事異動及び対象児童の増による補正額でございます。13節委託料、細節101. 子ども・子育て支援事業計画策定委託料127万1,000円の計上でございますが、平成24年8月に交付された子ども・子育て支援法に基づく、伊江村子ども・子育て支援事業計画の策定を、平成26年度に行うため、今年度は本村の子ども・子育て支援に関する現状と、課題の分析などのニーズ調査及び調査結果分析を行うための委託料でございます。細節102, 電子システム構築委託料729万8,000円の補正額でございますが、

歳入で御説明申し上げました安心子ども基金事業、子ども・子育て支援制度に係る電子システム構築委託料でございます。

同じく3目の保育所費の431万2,000円の補正額でございますが、7節賃金、細節102. 保育所臨時職員賃金425万2,000円の計上でございますが、産休及び育休等の職員がおりますので、保育業務に支障が出ないように賃金職員を配置し、対応をしてみたいと思います。11節需用費、細節2. 燃料費、12節役員費、細節4. コピーチャージ料に不足が予想されますので、増額をお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

歳出8ページをお願いいたします。3款3項3目後期高齢者医療費63万7,000円の減額補正でございますが、細節102. 保険基盤安定繰出金。これは介護広域連合からの確定通知による減額補正でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

歳出9ページをお願いいたします。4款1項2目予防費の4万円の補正額でございますが、細節1147. 精神保健事業で、11節需用費から、18節備品購入費へ5万円を組み替えまして、講演会、勉強会等のプロジェクター1台の購入費の計上でございます。13節委託料、細節105. 村外個別予防接種委託料4万円の増額でございますが、実績見込みによる計上でございます。

3目母子保健事業費12万1,000円の増額でございますが、20節扶助費、細節102. 未熟児養育医療費助成金で実績見込みによる計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

4目環境衛生費176万2,000円の補正計上でございますが、2節の給料につきましては、不足が予想されますので計上してございます。19節の負担金補助金及び交付金の162万6,000円、これは合併浄化槽設置の補助金でございますが、当初の計画から5人槽2基、7人槽1基、10人槽1基、計4基の追加がありまして計上してございます。なお国庫補助金につきましては、現在県、国に通じて協議中であり、金額の確定がなされていないことから、現在計上はしてございません。

次のページをお願いします。4款2項1目清掃費72万円の増額補正でございますが、7節の賃金、処分場管理賃金としましてスサカ処分場の管理委託を11月、12月を2人体制で実施したために不足が生じますので、計上してございます。11節の需用費につきましては、産業廃棄物処理施設の修繕料が不足の見込みでございますので、計上してございます。

2目のE&Cセンター運営費808万2,000円の増額補正でございますが、2節と4節につきましては、人事院勧告に伴いましての手当の計上でございます。11節の需用費の修繕料800万円でございますが、これは実は3月18日にE&Cセンターに落雷がありまして、その落雷のためにE&Cセンターの処理施設が5カ所ほど故障をいたしました。そしてその5カ所の修理を見積もり等々しながら、このE&Cも稼働しながらやることに伴いまして、この機器の各おのおのこの新品に交換したりとか、またこの復旧した後でもまた後々不具合が生じたこととか。そしてこの基金につきましては、特注品が多くございまして、その期間にも時間がかかり、9月末にこの修理を終えています。その修理に伴いましての今回800万円の修繕費の補正計上でございます。なお、このE&Cセンターには、全国自治協会の建物災害共済を加入してございますので、その

加入している共済の保険会社へ、現在この修理の形状を報告をいたしまして、現在査定中でございます。施設自体は修理を終えている状況です。以上です。

歳出11ページをお願いいたします。5款2項1目失業対策事業費の補正額はゼロとなっておりますが、7節賃金で75万円の減額であります。細節1. 臨時職員賃金で35万円の減額、細節1147. 震災等緊急雇用対策事業で40万円の減額は、同じく人件費の圧縮によるものです。減額に対しましての分につきましては、11節需用費、消耗品費、細節1147. 震災等緊急雇用対応事業費へ組み替えて、経費として計上しております。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

歳出12ページ、6款1項2目農業総務費、補正額30万円、労働者災害補償保険料負担金、労災保険の見直しがございます、今回30万円の作業員の方々の労災保険でございまして、7款商工費、8款土木費も関連いたします。それから、3目農業振興費、その中で1011. 農業振興地域整備促進事業ということで、旅費、委託料、使用料及び賃借料、事業費の組み替えでございまして、それから委託料の500万円の減がございますが、これ今回、整備計画の見直しをやる予定でございましたが、今回、地下ダム、土地改良区の今後の土地の整理、それからこの7節の賃金にございますが、37万円。それも兼ね合しまして、相続人の土地の調査、それも含めまして来年度にこの見直しをやるということで、土地改良区も現在進めておりますので、それも併行して、事務を続けていくということで今、計画を立てております。

それから8節、報償費の1012. 農業経営基盤強化促進対策事業、これは9節旅費の1012. との組み替えでございまして、この報償費は8万円は、先ほど一般質問の中でもございましたが、この農業簿記の講師を招くということで、組み替えをしてあります。

それから需用費の印刷製本費の10万3,000円、これは産業まつりに伴うポスター等の需用費が不足しておりますので、計上してあります。それから1233. 需用費それから委託料、それも事務費の組み替えでございまして、それから19節負担金及び交付金、さとうきび安定確立対策事業、これ歳入のほうで申し上げましたが、マルチローダー2台の実績、入札残でございまして。

それから4目複合作物振興費5万6,000円の旅費の増ですが、不足してございまして、5万6,000円の計上でございまして。5目畜産業費、補正額135万5,000円、この22万4,000円の旅費でございまして、今回農林水産大臣賞、前回なんです、去年度なんです、その表彰式が東京でございまして、山城和彦さんの奥さんの分と、担当の分で今回、不足してございましたので計上してあります。

それから、18節備品購入費でございまして386万9,000円、これも先ほどのマルチローダーの入札残の残高でございまして。

19節負担金補助金及び交付金500万円の畜産購買粗飼料助成金、これは克己議員から9月に一般質問がございまして、改良組合、JAも二回、三回と協議いたしまして、10月後半あたりに天候が大分回復いたしまして、11月、12月頭、きょうも雨が降っておりますが、状況が大分変わってはおりますが、やはり議会でも説明いたしましたが、約3,500万円の被害を受けて、その中の20%を助成するという形で、三者協議をして一応は決定はしております。その中で、じゃあどういった形で助成するのかということで、協議をいたしまして、この牧草、今1反当たり1,500円、27キロです。これを購入する方々に20%補助ということで、例えば1戸当たり1,500円いたします。これはイタリアンという牧草らしいんですが、一番安いほうということで、その全体の戸数といたしましては、全体では4,700戸、500万円ということで計上はしてありますが、実際の被害額は3,500万円の20%は700万円です。ただし、状況を見ながら、今回500万円を計上してあります。その中の100万円はJAのほうにも助成できないかということで、今現在、打診をしております。それも前向きに考え

るということで、回答を受けております。ですので、いろんな改良組合、JAの中でも話は出たんだから、天候が回復して、助成もいいんじゃないかという声も出たんですが、やはり今回この畜産、ほかの農家もちろん、作物も被害を受けておりますが、今回は助成するという事で計上してあります。

それから6目畜産共進会費、旅費が5万6,000円、共進会費の旅費が不足していましたので、お願いいたします。それから需用費、使用料それも県の共進会に伴う補正でございます。

7目農地費、641万4,000円の補正額でございますが、賃金の村づくり交付金事業、これは事業費の組み替えでございます。賃金、需用費、委託料、工事請負費、公有財産購入費。次のページで、この備品購入費に事業の組み替えをいたしております。今回、天日干場と外構工事を行っておりますが、調整した結果、3,200万円余りの予算がつかまして、残が出ておりますが、いろいろと県と調整をした結果、今回、パワーショベル、ユンボ、いわゆる05というパワーショベル、ユンボなんです。それと破碎機、木を砕く破碎機ですね。それを2つ、今回備品購入費として計上してあります。

前のページに戻ります。それから補償費、需用費の1232。小水力等農村地域資源利活用事業でございますが、これは村内のため池のポンプ室、それからファームポンド、それが何カ所かに、何十カ所にありますが、その基本計画を今回立てておりますが、その事務の組み替えでございます。

それから元気に地域づくり交付金需用費の中で1140。これも財産購入費の50万円の事務費の組み替えでございます。

次のページお願いいたします。19節負担金補助金及び交付金、県営農地保全整備事業（川平第1地区）、それと第2地区、今回工事を発注いたしまして、負担額が工事費の約5%で、8万円と633万4,000円を計上してあります。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

歳出の14ページをお願いします。10目の堆肥センター運営費ですけれども、賃金、臨時職員の賃金92万9,000円の増額となっておりますけれども、堆肥センターの作業員につきましても、商工観光課で見えております雇用対策事業のほうで見えている方もいらっしゃると思いますが、その見ている3人ですね。今年の3月から雇用をしております、事業では12カ月という限度があるものですから、今年の3月分、1月分については、単費で見ないといけないということになりまして、その分と。また作業員1人につきましても、この事業に該当しない方もいらっしゃいましたので、その1人分につきましても、単費で見たいんですが、それを精査しますと、3カ月分ほど不足が見込めますので、そのプラスで92万9,000円の増額ということになっております。

それから報償費ですけれども、これは堆肥センターの運営委員の報償になっております。堆肥センターの運営委員につきましても、15名運営委員を委嘱しておりますが、うち6名が役場の関係者になっておりまして、その分の減額というふうになっております。

あと、需用費につきましても、消耗品、燃料費については、増額ですね。あと光熱水費については100万円の減ですけれども、光熱水費は100万円の減ですけれども、これは主に電気料なんです。当初の予定では、月大体22万円ぐらいを見ておりましたが、現状では10万円以内で納まっておりますので、その差額、大分差額がありますので、その分100万円は減額しております。それから燃料費の24万円の増につきましても、これは改修する車両、機械の燃料代なんです。当初よりも改修をメインに今回やっておりますので、大分月平均で大体15万円ぐらい、燃料がかかっております。そうしますと、3月末までに24万円ぐらい不足しそうですので、その分の増額をお願いします。

あと、消耗品につきましては、堆肥センターの倉庫、事務所の隣に倉庫がありますけれども、そこをただ土間が置かれて、キャビネットとか、この棚が何もないものですから、そこに少し工具などを整理する棚をつくりたいということで、増額してあります。

あと、役務費ですけれども、これは通信運搬費、堆肥の回収そしてこの月々回収した分を農家に通じておりますけれども、その分で少し不足が生じそうですので、増額してございます。あと、加工原材料費ですが、これはアイドラー液の購入を、当初は10リットルの840本を予定しておりましたが、事実上、確認しますと大体今年は年度内で200本ぐらいの消化で収まりそうですので、200万円ぐらいは減額してございます。また、実績につきましては、精査をしたいと思っております。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

歳出15ページ、6款2項2目林業振興費、271万円の増額でございますが、事務費、事業費の組み替えでございまして、1名作業員がやめまして、そのまま現在やっているわけですが、一応事務費を組み替えてあります。その中で、1114. 地域産業振興事業でございますが、事業費、それから使用料、16節の原材料費、これは今回、産業まつりとハイビスカスまつりをまとめて、2月に実施する予定で計上してあります。それから委託料の102. と104. 事業費を組み替えてありますが、それは城山周辺の植栽、あと管理棟の事業費でございまして。

それから歳入のほうでも申し上げましたが、デイゴヒメコバチの防除、これは村内4カ所、5カ所、ビーチ、小学校、中学校、ハイビスカス園、そういったところの薬剤の散布でございまして。

それと委託料の108. 分筆登記委託料、それから14節の細節8. 借上料、それから17節の細節1. 土地購入費、今回ニーバンガズィマールと、それから大城盛朴さんのガズィマール、大城盛朴さんのガズィマールは、県の名木として申請してありますが、そこを整備いたします。それで土地購入費や分筆登記、それから重機使用料として計上しておりますが、それを剪定いたしまして、周囲をきれいに、それと石積みのところもございまして、両方、観光地跡景勝地として整備していく予定でございまして。

次のページお願いいたします。6款3項1目水産業総務費、旅費が不足しておりますので、6万円の不足ですが、よろしくお願ひいたします。それから水産業振興費40万円の補正額でございまして、漁業者安全確保支援事業、これは今回、漁業組合の無線機、それを導入いたしておまして、150ワットが1隻、それから25ワットが8隻、計9隻、事業費にいたしまして842万7,000円、その90%補助なんです、その10%が漁業組合の負担分でございますが、その事業費の中の2分の1、80万円余りの2分の1を村で負担するというところで、漁協から要請等がありまして今回、計上してあります。

それにちなみまして、今回漁協組合にも、この無線機の親局として設置をしないといけないということで、あくまでも県の事業は、漁船にしか取りつけないということで、今回調整交付金事業、防衛の事業でこれ配ってあるのかな。皆さんにお配りしてあるこの3番目の伊江漁協通信施設整備事業の中で、400万円の計上をしております。それから3目の漁港建設費、これは1,500万円、これは先ほど説明しましたが、西崎漁港の防波堤の工事でございます。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻15時00分)

再開します。

(再開時刻15時15分)

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

歳出16ページは、差し替えしてあります。6款3項2目の水産業振興費、それが当初は、備品になっていたんですが、差し替えいたしまして、負担金補助金及び交付金ということで40万円、漁業者安定確保支援事業に差し替えてありますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

17ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費49万4,000円の補正額であります。4節共済費の労働者災害補償保険料負担金44万4,000円につきましては、先ほど農林水産課長の説明にもあったとおりでございます。11節需用費の消耗品費につきましての5万円は、不足が予想されますので、計上しております。

2目商工振興費の1,863万6,000円の補正ですが、需用費で燃料費の50万円の増額、これにつきましては不足が予想されますので計上しております。印刷製本費の50万円につきましては、外国版の観光案内パンフレットの在庫不足と、それに訂正した箇所がありますので、改定をして印刷をいたします。修繕料の150万円は、青少年旅行村内の照明と、ミースィ公園の東屋の修繕費です。細節1184. フラワーアイランド推進事業4万5,000円と、細節1226. 移住・交流による地域活性化支援事業10万円は、それぞれ事業の組み替えとして計上しております。

12節役務費、細節1. 通信運搬費、細節3. 手数料につきましては、不足が予想されますので、それぞれ5万円を計上しております。組み替えました細節1226. は、インターネットでの公告宣伝費に。14節の使用料及び賃借料、細節8. 借上料50万円は、観光地の枯れ木除去費でございます。細節1101. ニヤティヤ洞周辺整備事業の100万円につきましては、海岸工事整備工事費の契約額の残に伴い、赤水対策費用として浸透池を整備するための重機使用料として組み替えて計上しております。組み替えました細節1184. の4万5,000円は、沖縄県緑化推進協議会より配付されます草花を運搬するための車両航送費です。

15節の工事請負費は、先ほど説明したとおりでございます。16節原材料費80万円につきましては、観光地整備の芝生や樹木の肥料代等として計上しております。17節公有財産購入費、細節1. 土地購入費の1,473万6,000円につきましては、総合運動公園予定地を選考しての用地取得と、現在旅行村内のフェンス敷地を囲ってある中に個人有地がございます、その用地の購入費でございます。

次に3目はにくすに関連費の、12節役務費5万円につきましては、不足が予想されるので計上しております。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳出18ページをお願いいたします。8款1項1目土木総務費45万円の補正増でございます。4節の共済費として労働者災害補償保険料負担金25万円。11節の需用費は、それぞれ消耗品費、燃料費が不足に生ずることが予想されることから計上してございます。

2目の特別事業対策費2,256万8,000円の減額補正となっておりますが、9節の旅費、11節の需用費、12節の役務費、これはそれぞれ各事業に伴う事業のためのそれぞれの旅費等の事務費でございます。13節の委託料、その1026. 水道施設配水管設置事業でございますが、先ほど基金で積み立てをして、工事は平成26年度執行するという説明も申し上げましたが、今年度でこの事業でもって、また距離にして3.8キロぐらいを実施設計をしまして、先ほどの次年度の平成26年度工事のための実施設計をこの委託料で計上してございます。1202. につきましては、入札残が出ていますので、計上してございます。1235. の川平9号線整備事業、それと1239. 村道ミナト縦線整備事業は、それぞれ実施設計でございますが、皆さんのお手元に事業計画書の資料をお配

りしてございます。まず川平集落道9号線は、川平区の中真三昭宅の南側にあたる東西の387メートルでございます。そこは事業目的に書いてあるとおり、川平区からも要請がありまして、それを実施設計して次年度に検討していきたいと思っています。なお、その実績に伴いまして、そこら周辺の排水溝の設計も検討していく所存としております。そして村道ミナト縦線につきましては、村の北側にいきますミナト縦線で、現在夏場のほうに建設業のほうで伐採作業を行いました場所でございます。早急に実施設計を行って、植林とまたそれぞれの事業目的で、早目に行うために今回、実施設計を予定しています。距離にして280メートルです。次に、14節の使用料につきましては、事務調整費でございます。次に15節の工事請負費、水道配水管施設2,700万円の減額補正ですが、これは先ほど申し上げました事業、水道施設の基金に組み替えて、平成26年度に早目に実施をしたいということでございます。1206. につきましては、入札残でございます。1219. 伊江港多目的集会施設ですが、これは現在、実施設計を予定中でございます。ただし、工事につきましては伊江港の用地の占用の手続とかも含めて、次年度一括交付金の事業で実施したほうがより効果があるということから、計画の変更で、今回工事を減額いたしまして、次年度一括交付金のほうで計上をして実施をしたいと思っています。設計につきましては、現在入札の手続をしている状況です。1222. の工事請負費につきましては、学校給食調理場の電気工事の入札残でございます。18節の備品購入費、1222. も入札残が出ていますので、組み替えてございます。

それから1227. につきましても、入札残が出ていますので、減額計上をしてございます。1234. B&G備品購入事業、これも事業計画書にあるとおり、B&Gセンターのワゴン車1台と2トン車1台を購入する事業でございます。1238. の漁協通信施設整備事業、これは先ほど農林課長から御説明のありました漁業組合への親局を設置する事業として計上してございます。1240. 学校コンピューター改修事業、これも事業の計画書にございます事業目的で、伊江中学校のコンピューターを改修する事業でございます。27節につきましては、B&Gの購入事業の公課費でございます。

次のページをお願いします。8款2項1目道路維持費300万円、11節需用費の道路維持補修費は予算が少々、不足しているという状況がありまして計上してございます。13節の委託料につきましては、県道清掃事業としまして、先ほど歳入で御説明しました枯れ木補償の委託料でございます。なお、枯れ木補償につきましては、県のほうと協議済みでありましたので、早目にその事業の執行はやっております。次に2目道路新設改良費としまして270万円、これは社会資本整備交付金事業の追加工事に伴いまして計上してございます。改善センター前のほうの追加工事を予定しております。22節の補償金につきましては、その工事等に伴うブロック塀等の補償の金額でございます。3目排水維持費210万5,000円、これは細節の地方改善施設整備事業でございますが、実施設計に伴いまして、工事請負費が増えたことに伴いまして、予算計上をしております。なおこれもこの国の支出金につきましては、現在県と協議中でありまして、この交付決定がきたら、一応組み替えてまた補正計上をしたいと思っています。

次のページ、8款3項1目25万円、7節から12節までそれぞれ不足が生じておりますので、計上してございます。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

歳出22ページでございます。9款消防費、1項1目非常備消防費で、旅費の費用弁償でございますが、今年消防操法大会がございまして、北部県大会等がございました関係で、不足が生じておりますので50万円を補正をしてございます。さらに備品購入費の機械器具費は救急搬送等に係る固定器具の備品購入でございます。2目消防施設費は11節需用費、12節役務費、27節公課費、それぞれ不足が生じそうでございますので、

補正してございますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

歳出23ページ、10款1項2目事務局費49万8,000円、19節負担金の107. 人材育成会補助金の48万9,000円につきましては、財団法人伊江村人材育成会の解散に伴う清算分の補正計上でございます。11月1日現在の現金出納簿、残高が1,548万8,006円であります。うち1,500万円につきましては9月の議会の一般会計補正3号で処理を終えておりますので、清算分の48万8,006円分でございます。次細節120. 九州ブロックPTA研究大会、おきなわ大会負担金として9,000円の計上でございます。

次の24ページをお願いします。10款5項1目社会教育総務費41万4,000円、旅費で27万4,000円の増額でございますが、社会教育主事の資格を取得するための講習会を受講させ、専門的職員を育成し、社会教育をより充実したいということで、38日間の研修がありますので、その旅費を計上しております。19節負担金補助金及び交付金14万円の増額でございますが、文化活動にかかわっている児童生徒に対する助成金で、明治神宮書道展特選受賞者への派遣助成ということで、2名分の派遣費を計上しております。2目公民館費、11節需用費24万円の増額でございますが、改善センター、庭園内の浄化槽の撤去と、周辺樹木の剪定費を計上しております。3目の文化財保護費41万6,000円のうち、報償費の謝礼金で11万2,000円の増額でございますが、組踊地謡研修会講師謝礼金に不足が生じ、計上しております。9節旅費14万7,000円の増額でございますが、生塩先生の方言調査時の旅費と担当者研修会等の旅費に不足が生じたため計上しております。19節負担金補助金及び交付金の15万7,000円の増額でございますが、イージマ郷友会の30周年事業祝賀会への各区踊り手地謡等への出演に係る経費でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

歳出25ページをお願いします。13款3項1目過年度支出金、23節償還金利子及び割引料、細節110. 感染症予防事業負担金精算分5万5,000円の補正額でございますが、平成24年度感染症予防事業費国庫負担金補助金の交付額の決定に伴う返還金の計上でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごとに質疑を許します。1款村税、質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

9款国有提供施設所在交付金。9款、質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

14款使用料及び手数料。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

歳入5ページ、農林水産手数料、配達散布料2万1,000円増額されていますけれども、これは先ほど説明がありましたけれども、堆肥の販売だと聞きましたけれども、この堆肥の販売は順調にいつていますか。どんなですかね。ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

配達手数料なんですけど、これは堆肥を御存じのように配達の依頼がありましたら、トン当たり1,050円で配

達するということで定めておりますので、その目の設定であります。今回10回分を予定しております。販売については、バラ売りについては、11月21日から販売をしておりますけれども、今のところ順調ではないかと理解はしております。細かい数字は今ちょっと度忘れしたんですが、100トン余り売っております。

○ 議長 亀里敏郎君

14款ほかにございませんか。〔「進行」の声あり〕

15款、国庫支出金。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

16款、県支出金。16款質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

18款、寄附金。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

19款、繰入金。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

21款、諸収入。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

22款、村債。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

歳入、一括して質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

歳出、款ごとに質疑を許します。

1款、議会費。1款議会費、質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

2款、総務費。8番 知念一邦議員。

○ 8番 知念一邦議員

歳出2ページ、総務費の4目財産管理費、細節112. 地域の元気臨時交付金、東江上15号の農道整備ということで伺ったんですが、受益者としていい道路がつくられると思っております。その関連として、ケートウナイバルの近くに民家があるんですね。東側の縦線に。恐らくこの道路、20年ぐらい前から区長やこの地域の議員のほうから、この住宅地の道路整備の話はなかったかどうか。そしてあの辺、ちょっと厳しいのかな。その辺の理由をちょっとないですか。お聞かせください。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えします。現在、東江上の集落道の集落道の15号は先ほど説明があったとおり、実施設計をしまして、実は来週、現地の説明会をする予定でございます。そしてこの15号線のほうとしまして、実は先ほど議員おっしゃった東側のほうまでの道路も予定しています。

そしてさらに今回の検討の中で、ぜひこの今おっしゃった場所の道路につきましては、以前から要望等もあったことから、私たちも今、それを同じ事業でできるかどうかは別ですけれども、この見直しではなくて、そこまで今検討をしています。そしてその理由というのが、私も少し以前のことで、それほど詳しくは知っていないのですけれども、実はそこは防風林帯があるということを聞いています。その防風林帯の話等々のこともあることも含めて聞いていますので、今回さらにこの調査設計で詳しく、さらにまた事業費等もありますので、次年度以降までいろいろと検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

総務費、ほかにありますか。11番 渡久地政雄議員。

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほどの答弁の中で、「防風林」ではなくて、「保安林地帯」ということで、訂正をさせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

3ページお願いします。1目税務総務費の細節108. 空中写真画像データ構築業務委託料ですけれども、平成21年度に画像を委託をして、それからまだ四、五年なっていないんですけれども、支障を来しているのかどうか。その辺またちょっと詳しくお願い、説明お願いします。どういうものに使うのかどうかですね。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

今回、現在使っている航空写真が平成21年に撮影されておりますが、例えば村民から地積併合図に航空写真をかぶせた写真で、現況を説明する場合においても、相当食い違いが国営の事業とか、その関連で相当の食い違いがありまして、また今回、本来ですと単独で飛ばすと500万円余りの経費がかかりますが、今回北部市町村、ちょっと相談をいたしまして、撮影費用といいますか。これを単独ではなくて、いくつかの市町村で案分して持とうということで、これだけの予算計上になっております。以上です。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

2款、ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

3款、民生費。10番 友寄祐吉議員。

○ 10番 友 寄 祐 吉 議員

5ページですね。5ページの9目福祉センターに関連して、村長にお伺いしたいと思います。まずこのセンター内で行われております、ぴゅあ作業所ですね。ぴゅあ作業所の入所者の皆さんが、今回B型支援事業ができるということで、ここに移動していくというような説明を関係者から受けましたが、そこで西保育所を借りて村からやりたいというような説明でありましたが、その点も含めて、村とどういう程度まで、話が進んでいるのかどうか。お伺いいたします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金 城 和 廣 君

西保育所に対して、B型支援の事業所が、NPO法人が今準備をしておりますが、何かNPO法人の立ち上げが正式に決まるのが年を明けまして1月をめどに準備をしていると聞いております。その西保育所につきましては、現在そのNPO法人に対して、賃貸契約といいますか。土地ですね。賃貸契約をする準備を今、進めて。旧西保育所に対して、賃貸契約を今結ぶような準備をしているところでございます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

休憩します。

(休憩時刻15時42分)

再開します。

(再開時刻15時44分)

10番 友寄祐吉議員。

○ 10番 友 寄 祐 吉 議員

それでは、ただいまの副村長の説明では、ここはもう建物を貸すというよりは敷地、ということは旧西保育所の改築などはNPO法人、この組織がやるということですね。そうしますとこの家賃というよりは、土地使用料などはどんなになりますか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

副村長が答弁したとおりでございますが、使用料等については、先に「いちゃゆん会」という会の就労支

援もありますので、その辺の部分をお案しながら、決定をしていくという部分を当初のほうに、代表の方には、それを話をしているところです。

○ 議長 亀里敏郎君

3款、民生費。ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款、衛生費。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

9ページ、衛生費ですね。そこには予算としてはないんですが、それに関連して、お聞きしたいと思います。厚生労働省から平成25年8月21日に事務連絡として、役場に届いているんですが、特別調整交付金に係る事業実施計画書の提出等についてという見出しで通知が、事務連絡が来ております。その中で、後期高齢者の健康増進のための事業を実施しているところに対して、補助金を交付するという内容ですが、県内41市町村のうち、この事業実施の後期高齢者連合に対して、交付金の助成事業の要請をしているところは41市町村のうち、宮古島村、大宜味村、伊江村、それから南大東村、与那国村の5市町村を除いた市町村が公費助成額の申請をしています。伊江村はこの資料によりまして空白となっているんですが、どうしてですか。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

平成25年度におきまして、後期高齢者以上の特別調整交付金における助成事業は、実施していないために、多分空白になっているものだと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

今、肺炎予防のために診療所でも予防注射をしているんですが、1回5,000円かかるということですが、大変大きな負担になっていると思うんですよ。この事業で全額を補助をするということもありますし、一番近い伊平屋村、伊是名村では、自己負担を2,000円を超える額について、これは伊平屋村、それから伊是名村では、これ自己負担1,000円を超える額について、補助をするということになっています。伊江村はその肺炎対策の予防注射に助成をする予定はありませんか。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

この調整交付金を利用しまして、特別調整交付金を利用しまして、北部市町村では肺炎球菌のワクチンの接種等を助成しておりますが、本村においては、全村民を対象にインフルエンザの予防接種を全額公費負担で賄っている部分もございまして、またこの調整交付金の割り当て補助金の割り当て額が、後期高齢者の数でいいますと、787名に対して、24万1,572円であること。それ以外は、すべて単費で持ち出しをするということ等がございまして、名嘉議員お説の肺炎球菌ワクチンの接種がないかというのは、今後村長をはじめ、庁議等で検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

今、実施している市町村、対象人数で10万2,847人を対象にしているんですね。実績は9,672人なんです。対象者すべてが受けているわけではない。そういうこともあります。伊江村は787人となっているんですが、

すべての人が、その対象になっているすべての人が受けるというわけでもないと思うんです。その辺も考えたらどうですか。助成については。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど、住民課長からもありましたが、これまでインフルエンザにおきましては、全額助成で自己負担なしで予防接種もしておりますが、今回のこの後期高齢者の特別調整交付金の中で、そういう助成金があるということを知りまして、確かに787人いて、1人5,000円にすると割高になりますが、全てがそれを受けないのではないかとということもありますが、肺炎も過去の病気ではなくて、肺炎によって結構、死亡するという部分も聞いておりますので、今回の御質疑がありますので、その辺の部分で例えばこの後期高齢者の肺炎だけではなくて、福祉保健課が管轄する健康増進事業、その辺の部分も一緒になりながら、これは後期高齢者ですが、国保の中でもその辺の調整交付金の中で、その辺の部分が対象になるのかどうなのかも含めまして、今後内部で検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

10ページお願いします。2目E&Cセンター運営費の修繕料800万円なんですけれども、それは落雷で5カ所の修理、そして特注により高額となっておりますという説明だったんですけれども、周辺ですね。今回、今日までセリ市場とあるいは村民レク広場も今日まで2回ぐらい落ちて、落雷でですね。それも保険でペイできるぐらい、今までされた経緯があるんですけれども、これは保険入って800万円ですよ。入っているけれども800万円、すべてがこの5カ所みんな保険料で補えたのか。それと保険料の額によって、その補償がもっと補助できるのかですね。保険料が違うのかですね。その辺、詳しくお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

今回の修繕料の件につきましては、先ほど説明の中で、全国自治建物災害共済に加入しています。そして現在はその加入につきましては、修理が終わって、その修理の工事費等が支払われて、その状況を見てまた査定されるということでもありますので、保険料につきましては、まだ査定されていない。金額等については査定はされていないということで計上していないということです。保険料で全部補えるかどうかはまだ査定もできていませんので、ちょっとわかりかねますが、早目に査定するように一応はまた総務課と調整をしていきたいと思っております。

なおあと1点につきましては、基本的に保険料のほうにつきましても、先ほど来、やはり実施してから、実施してこの金額等によって、査定をされますので、今の金額で。これはあくまでも修繕料は一応は支払をしてから払いたいということでの補正計上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

予防費に関連して、去ったイージマ郷友会の総会、名護市の宮里の公民館でなされましたよね。お互い皆、参加したんですけれども、あのときに「あーちょっといいな」と思ったのは、後ろのほうに健康器具が置か

れていましたよね。公民館。ごらんになりましたか、村長。見ました。

そういうことで、今B&Gではたくさん健康器具が置かれていますけれども、ちょっと遠くて、お互い行けないという方もいるわけですし、各公民館に例えば歩くものとか、自転車とか、こうバーベルではなくても、この基本的な何と申しますか。この運動器具、3点か4点どれが基本になるか私はわからないけれども、とにかくそういう簡単なもので、年寄りでも使えるような、または若者でも使えるような簡単な器具を各公民館にこの健康予防のために、医療費の抑制という観点から、これ設置をしたほうがいいなと私は感じたんですけれども、村長はどういうふうに思われますか。お願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

確かに、直接私は器具は見なかったんですが、そういうのが設置をされていて、すばらしいねというお話をお伺いしました。この点につきましては、島袋議員は村が購入をして管理を区に任せたらという部分もありますので、その辺今後の課題として、区がその辺の管理を引き受けてくれるのかどうか。どういう機器が、本当に置いたときに活用されるかですね。その辺も考えながら対処をしていかないといけないという部分と思っています。その辺は今後のことの調整の中で判断をしていきたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

例えば、若い連中が急激にやるという運動器具ではなくて、年寄りでも使えるような、この何と申しますか。基本的な歩くとか、自転車とか、そういう簡単な基本的なものをそんなに金はかからないと思えますので、ぜひ各公民館において、利用身近にあれば、例えばミニデイのとき、おばあちゃん、おじいちゃんでも、こう歩くのはできたりするはずなんです。そういうものをぜひ考えていただいて。今、村長から前向きな答弁をいただいたんですけれども、ぜひそんなには金はかからないと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻15時58分)

再開します。

(再開時刻15時59分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

先ほどの島袋議員の各区に健康器具を配置をして、お年寄りの健康づくりに活用されてはどうかというんですが、私いま、B&Gの稼働率の部分もまだ把握をしておりませんので、その辺も見ながらなおかつ休憩中にあった、その辺の部分。要するに個人が自分の健康づくりに購入をして、今使っていないその辺の健康器具の把握、その辺の部分の調査をして、その辺の部分の活用を含めながら、今後その辺の部分に対処していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

4款衛生費、ほかにありませんか。3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

9ページの4目環境衛生費の関係で、合併浄化槽設置整備事業補助金というのがあるんですが、今この下水施設、いろいろと下水の件は話をしたんですが、今近海漁業と申しますか。近くの漁業をするために、どうしても海の単独処理のたれ流しと申しますか。それによって近くの魚とか、いろいろ魚類が大分だめになっ

ていると思いますが、現在、合併処理このぐらいの、例えば個人で単独処理から合併処理に変える人が出た場合は、補助を出すのかどうか。そういった分に関しては、今の状態で多分、単独処理をなくすのは、あと何年かかるかなど。こういうときにはこのままでいいはずなんで、その辺に関して近海漁業を守るためのもう一度、こういった予算とか、いろんな状況ですか。今の現在の実際単独処理がいくらあって、合併処理がいくらあると。特にこの集落内ですね。そういったことは今後もしあれだったら、予算をつけるのかどうか。ちょっとお伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。この19節負担金補助金及び交付金は、基本的には単独浄化槽を、合併浄化槽に切り換える際に補助をする目的が大きな目的ではあります。それを踏まえまして、この目的はそういう目的でございますということをお承知願います。

さらにまた単独浄化槽を、合併処理浄化槽の基数等につきましても、調査はして。今ちょっと手元に数字はないんですけれども、調査はしてありますし、この推進をやはり強力で持っていくことは、議員お説のとおり、近海のいろんな環境を守る観点から大事なことを考えていることでありますので、ぜひまた単独浄化槽の推進のほうはまた強力で検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根 清 夫 議員

今回の予算ですね。大体は新築のときに合併処理を入れているんですよね。これは単独処理を合併処理にかえたところもあるのかどうか。お聞きしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

今回のこの予算の計上では、残念ながら単独浄化槽からのことはありません。今新築のみの補助となっております。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

建設課長が答弁をしておりますが、この予算書にある部分は、あくまでも県の事業の中で県が伊江村においてどのぐらいの浄化槽を設置したときの予算の枠での事業の執行となっておりますが、仲宗根議員がおっしゃるのは、やはり村内的に今までの単独浄化槽から合併浄化槽に変えたい人がいて、その辺の部分の方が希望すれば、村として、その辺の部分に対して、切りかえをする部分に対しての助成を村は考えているのかという部分で、私は理解をしておりますが、その前提といたしまして、今伊江村は、県の土木部の計画でも、合併浄化槽で下水道処理を図るという部分が計画の中に残っております。そういう中で、それ3年に一度改定されると、見直しされるという部分で聞いておりますが、逆に県のほうからは農林サイドからは集落排水で下水をしたらどうですかという提案もありますし、集落内は公共下水の話も以前にはありましたが、今は伊江村は県の計画でも合併浄化槽で下水処理を推進していくという計画になっておりまして、そういう中で私も厚生省の単独槽を合併浄化槽にかえる事業もあるということは聞いておりますが、それは2分の1の助成だったと聞いておりますが。いずれにしろ、島のこの下水の処理する形態を、もう合併浄化槽で一本

化をして、この下水処理を図るという部分を、議会の皆さんあるいは各区、あるいは村民的に共通のコンセンサスを得て初めてできる事業であります。そういう中で、今後やはり集落排水はなくして、もう合併浄化槽一本で村の下水処理を図るというのであれば、それに見合う事業もありますし、他の調整交付金、その辺の部分でもできると思っていますが、まずはその辺の部分を目に村の方針として、県とも調整をしながら、抜本的なその辺の将来に向けての下水道処理の計画をつくるのが1点と。やはり単独浄化槽から合併浄化槽にかえても、なかなか敷地からこの排水ですね。その辺の部分の末端処理をするこの辺の接続の部分もありますので、その辺も考慮に入れながら、今後の伊江村の下水処理の部分は全体的に考えていかないといけないという部分でございますので、そういう部分ではっきり決まれば、それに対しての助成は考えていかざるを得ないと思っておりますが、その辺の部分は今後検討を重ねていきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

4款衛生費、質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

5款労働費。5款ありませんか。〔「進行」の声あり〕

6款農林水産業費。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

12ページ、農業総務費の細節7. 労働者災害補償保険料負担金について、お伺いします。これは商工、それから土木も一括して質疑をしたいんですが、この保険料を予算計上したいきさつについて、お聞きします。第1点は。

それからもう1点は、何名分か。それからもう1点は何年分なのかということについて、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻16時08分)

再開します。

(再開時刻16時09分)

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

いきさつについての答弁をしたいと思います。4月にこの作業員の方がこの朝ですね。作業中に意識がなくなっ、そして消防、そして建設課の職員が現場へ急行しまして、その後診療所へ搬送しました。そしてその結果につきましては、残念な結果になっているということでございます。そのいきさつは御承知のこととと思います。その後この作業員たちの保険等のいきさつ、保険等の加入の状況とかを確認したところ、名護労働基準監督署のいう労働災害の保険には、伊江村のこの作業員は全員入っていませんでした。そこでそのことから社会保険労務士の方から、やはりこの名護労働保険の災害の状況、いろいろと報告を受けまして、それでもしかなかったら災害保険に適用するなら、その保険も加入していないといけないと。これは2年間にさかのぼることが可能だということがありまして、その後総務課のほうで調整をしまして、じゃあ予算化をしていこうといういきさつが大まかないきさつかと思えます。

なお、この作業員の人数等々につきましては、今資料を持っていませんので、また後ほど総務課のほうからいろいろとお答えをしてもらいたいと思えます。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

人数につきましては、商工、農林、建設等で計上したその人数について、それぞれの人数、こちら今資料を持っておりませんので、後ほど報告をしたいと思います。

また先ほど建設課長のほうから2カ年さかのぼる話もありましたが、今回計上してある分はこの平成25年

度の負担金ということでございます。2カ年さかのぼるものについては上げてありますが、まだその詳細な計算、金額が報告されておられませんので、それについては、報告が来次第また計上していきたいと考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

6款、ほかにありませんか。2番 内間広樹議員。

○ 2番 内間広樹議員

項、目にはないんですけれども、農業振興にかかわることだと思っておりますので、質問させていただきます。分煙政策についてなんですけれども、去年の12月にそういう話が持ち上がりまして、今年の3月半ばごろでしたか。庁舎内の灰皿を屋外に移動されています。当面の措置と受け取っております。その後、その以前からJTに分煙アドバイザーがいるので、そのアドバイスを聞いたらどうですかということで、去年の12月3日までの間に、4回いろんな資料を参考資料を提示していただいて、また振興会のほうからも要請をしてきたところでありまして、現在その分煙、庁舎内の分煙に関して、どういう話し合いが出されているのか。お伺いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

庁舎管理ということで、総務のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。現在、内間議員がお説のとおり喫煙者は庁舎外で吸っている状況でございますが、いろいろとJTや耕作組合からの提案等も、実際あったわけなんです、なかなかこちらの方針も固まらなくて、ただJTからも、その補助について、設置に関する補助的なものも提案されてきておりますので、今現在としましては、こちらでも二階、三階等の書庫等の整理をして、そういった喫煙室が設けられるのかどうかその辺の検討と。そうした場合、どれぐらいの予算が必要なのか。その辺の検討もしているところであります。近々、その予算的な概算ですか。それも試算できるということで、来週早々にでもその設置、喫煙室のあり方について、庁議を持って検討したいと考えているところでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

2番 内間広樹議員。

○ 2番 内間広樹議員

はい、ありがとうございます。

この話をJTのアドバイス、アドバイザーの意見を受けるときに、振興会のほうとしても支援、もし分煙室を設置するときに、JTに支援していく事業がないか。あるいは支援できないかということをお伺いしました。当初、民間企業ならできるが、自治体にはできないと。たばこ税を使って、どうぞつくってくださいという返事でしたが、12月3日のときにいらしたときには、本社のほうで調整した結果、予算を確保してありますと。いうものすごく踏み込んでいただいております。金額に対しては明示されていないんですけれども、方針が変わった背景にどういう話し合いをされたんですかとお伺いをしました。

その1点目に挙げられたのが、まず伊江島に取扱所を置かしていただいていると。今年度から伊江村外の葉たばこ耕作の皆さんのたばこも伊江島で売らせていただいているということも1点目に挙げられました。

それから2点目に、これまでの耕作農家と我が社との信頼関係が構築されてきていると。そういう産地であると、そういう地域であるということをおっしゃっていました。

それから3点目に、全国の自治体の中で、うちの分煙アドバイスを聞いた自治体は今までないと。初の例であると。真摯に分煙政策に対して取り組んでいらっしゃる。それと耕作者がまたその辺は後押しをして

いと。そういう地域に関しては、支援をしていきたいと思いますという話し合いがなされたそうです。これは何を意味しているかということ、J Tが伊江の葉タバコ産地とは、今後もお付き合いしていきますよということをお私に担保していることではないかと思うんですよ。だからそういうことをしっかり庁議の中で話し合いをされて、ぜひこれは吸う人と吸わない人が共存できる環境整備づくりですよ。をしていただいて、これまたそういうふうにすると、後退するんじゃないかと思われるかもしれないけれども、私は逆に時代の先取りではないかと思うので、庁議の中でしっかりと話し合われて分煙室を設置されるようお願いいたします。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

先ほど、総務課長からもありましたが、またなおかつ、内間広樹議員からJ Tから、本村のたばこ耕作の皆さん、あるいは伊江村に対しての本当に過大な、そういう信頼といいますか。やはり伊江村のこの辺の部分について、J Tとして支援をしていきたいというお話を聞いて、本当にありがたく思っているところであります。逆に伊江村にこういう葉タバコの取扱所を、要するに糸満を廃止して、伊江村で本島周辺の購買を行うという分につきましては、逆に私たち伊江村、あるいは伊江村民が等しくJ Tに感謝すべき部分だと私は思っております。そういう中で、今回の部分については、私も総務課長から若干内容は聞いておりますが、その辺の部分につきましては、その辺のJ Tのこの助成をするという部分の経緯も含めまして、庁議の中で、またなおかつ適切な適当な場所が庁舎内の中で、ちゃんと確保できるのか。どうなのかも含めまして、庁議で慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

13ページ、畜産業費、負担金補助金及び交付金で、きのうからの一般質問の中でもいろいろと出ました本村の畜産業の政策、十分認識されて今回畜産購買粗飼料助成金を設けてこられたことは、本当に行政として十分に認識されていることだと思っております。そこで先ほど課長の説明の中で、助成金については20%ぐらいと。購入牧草はイタリアンに限定したというお話がありましたけれども、それは畜産農家としっかりと話し合われていったのか、もう一度その辺をお伺いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの質問にお答えいたします。

今回、J A、改良組合、3者で何回も協議をして、この販売の仕方、そういうのをどういうふうにしたらいいのかということで、先ほど申し上げましたが、1戸当たり1,500円、その20%を助成するというので、基本的にはJ Aでこの牧草を買った方々に助成するというので、いろいろと畜産農家全員に助成はできないかということの意見もございましたが、今回に限り、やはり干ばつで3カ月間、草が刈りられなかったと。この全体の中で92件の方々がデータでは出てきています。基本的には農家には金を渡さないで、J Aのほうで20%を差し引いて農家に販売するという形で、今それに向けて進める方針です。イタリアンだけです。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

この助成事業については、大変すばらしいことだと思いますけれども、このイタリアンという限定したのも、これはその会議で決まったことでしょうか。あっそうですか。それだったら、それ以上は、関係者の皆さんが協議したことです。差し控えたいと思いますけれども、ぜひですね。これからも村のひとつの畜産業の振興発展のために、よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻16時23分)

再開します。

(再開時刻16時33分)

本日の会議時間は、議事日程の都合によりあらかじめ延長させていただきます。御了承ください。

それでは質疑に入る前に、総務課と建築課からの答弁漏れがあったようで、これを許します。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほど名嘉議員の質疑に対しまして、私のほうからその時期に対して、「4月」と答弁をしましたが、「6月」に訂正をしたいと思います。よろしく願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

先ほどの名嘉議員からの質疑の中で、労働者災害補償保険料負担金の各課で計上されたものの人数の報告でございますが、これにつきましては、平成25年度当初の保険料率で算定された人数でございますが、建設課関係で10人、農林水産課関係で16人、商工観光課関係で18人でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

6款ほかにありますか。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

16ページお願いします。2目水産業振興費の細節1237. 漁業者安定確保支援事業なんですけれども、漁民が待ち望んでいた現在1キロワットから10キロワットだったんですけれども、25キロワットの無線機が今回、予算化されて、9隻分ということなんですけれども、漁民とても喜んでる状況です。その中でやはり、何度か私、一般質問の中でも説明したわけなんですけれども、やはり近年余計、船が例えばセイイカを中心にして今大東沖、遠くまで行っているわけなんですけれども、今日まで向こうで二、三件の事故があったり、あるいは全国的にニュースになった人もいたわけなんですけれども、無線のお陰で一助、2隻は助かった経緯もありまして、前から待ち望んでいたわけなんですけれども、この無線をすることによって、やはり待っている家族の状況があって、安心して漁業ができる。そしてセリ状況の値段等も影響を若干してくるということで、すごいメリットがあるわけです。

その中で、今回これは船に対しての助成、そして親局としては今回は防衛施設周辺整備調整交付金の中で、親局は漁協にやるということで、同時進行ということで大変喜んでおります。そこでこれは今、セイイカが11月から次年度の6月までが今、操業期間で特に大東沖、さらにまた遠くへ今出ている状況の中であるんですけれども、いつごろこの何月ごろまでにその設置できるのか。親局と一緒にできるのかですね。それが1点と。

今現在、25隻ぐらい、確か私が調査したときは22隻ぐらいだったんですけれどもふえて、今25隻ぐらいが希望していると思いますけれども、残りについては、その船については、いつごろまたできるのかですね。よろしく願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの質問にお答えいたします。

この無線の9隻と合わせて、親局の漁協、製氷のほうにも設置、同時にできるかということの1点だと思うんですが、今はそれできるように、いろいろ調整をしている最中です。防衛局のほうには、来週の頭に交付申請書の調整にまいますので、県のこの9隻の分は既に内示も来ておりまして、漁協のほうでも発注を進めている最中ですが、同時にできるように今計画を進めていて、同時に発注もできるように進めていきたいと思えます。

もう1点は、今申し込みしている中の漁船の中で、今回9隻ですが、あと18隻ぐらいの残っているわけですが、それは次年度に向けて、今県のほうと漁協のほうで進めておりますので、あくまでも県の予算の範囲なもので、次の残った分が全部できるような要請をしていきたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

残りについても今後進めるということなんですけれども、この予算のこれ猶予というか、何年ぐらいありますか。この助成として。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

今、1年、1年ということで、単年度で県のほうからは交付されているわけですが、当初計画では30何隻という話はあるんですけれども、これはあくまでも県の予算の範囲内ということで、伊江村だけではございませんので、長ければ3年間かかる可能性もございます。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉實議員。

○ 9番 名嘉實議員

15ページの林業振興費の中に入っているんですが、公有財産購入費、土地購入費について伺います。この対象は、ニーバンガズィマールとあともう1カ所、東江上のガズィマールということでしたが、これ土、木の剪定だとか整備もするという説明でしたけれども、どのような内容ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの質疑にお答えいたします。予算でも説明いたしましたが、土地購入費として60万円計上してありますが、現在、ニーバンガズィマールは、宮城さんの土地が入っておりまして、今のこのガズィマールを東側の宮城さんの土地から支柱で支えないと、このニーバンガズィマールが東に倒れるおそれがあるということで、それも業者を連れて行って確認もして、面積も大まかにどのぐらいということで今、土地購入をして計上をしてあります。東です。南は西側に今、仮の駐車場があります。東側が畑です。その畑も何坪かを買って、計画としては、今このニーバンガズィマールはフクギに全部覆われて、このニーバンガズィマールが今は目立たないんですよ。ですからその東側にこう林帯がありまして、南側にも。その周辺のフクギもある程度剪定いたします。このニーバンガズィマールも剪定いたします。周囲は埋め土をして、東側に今、土

地の部分、フェンスである程度。フェンスというか、金網で囲います。それと大城盛朴さんの土地の場合は、屋敷と段差がありまして、約2メートルぐらい。そこもヌルの何か道みたいで、この2つを剪定しようとした際に、奈良さんからいろいろと指導を受けて、登記もみんな終わらせないとウートーはできないということで今、これ進めています。それで盛朴さんのガズィマールの場合は、多少石積みをしなないといけないということで、今高さが1メートル50ぐらい上がって、こう下がっているんですけども、その両方のおおまかな面積を内間賢生さんにも確認をして、どれぐらいの坪数が必要なのかということで概算で土地購入費で60万円計上してあります。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

ニーバンガズィマールについて、伺いたいんですが、向こうは屋敷のほうに枝が張り出しているんですよ。南側の、屋敷のほうを買い取るんですか。屋敷内の土地を。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

このニーバンガズィマールの形態、木の状況、畑がありまして南側にこのニーバンガズィマールは7メートルぐらい根が続いています。南側にです。東には続いていません。この一角が木より1メートル20、30センチ、畑が下がっているんです。それを埋めて埋め土をして、支えるということです。ですから、南側には結局この根から根が出て、7メートルぐらいこの木が伸びているわけです。西側に枝が張って、東にも張っています。ですからそれをうまく剪定をして、一番低いところを埋め土をして、木を保護するというので今、調整している最中です。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

大体わかりました。ついでですが、説明板がニーバンガズィマールの、トンブロックといいますが。コンクリートブロックにベニヤを張り付けただけの簡単なものなんですね。1回は交換されていると思いますが、腐って、これもっと整備する必要はありませんか。これ管轄が違うと思いますが…。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまのニーバンガズィマールの説明板につきまして、お説のとおり、ちょっととといいますか、今県の事業で一括交付金で観光地整備事業がございますので、その事業を利用しまして、改修、新たにつくる予定でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

6款農林水産業費。ほかにありませんか。

休憩します。

(休憩時刻16時46分)

再開します。

(再開時刻16時55分)

6款、ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

7款、商工費。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

2目商工振興費、関連いたしまして、何点か質疑させてください。

使用料及び賃借料の中のニヤティヤ洞周辺整備事業も関連しますので、それに基づいて何点か質疑をいたします。

今回、中には二、三年前から相談があったり、議会でも一般質問があったりしたニヤティヤ洞もやっと今度、事業ができるということなんですけれども、多くの民泊の方々から御指摘がありまして、私もその御指摘のあった数カ所、すべて見てまいりました。するとやはり今日まで先代が、伊江村の観光について整備した公園と、もうほとんど老朽化して、いろんなところが破損、あるいは壊れ、ひび割れ等とかありまして、早急に応急措置でやっているところもあるんですけれども、まず亀の公園の周辺の柵ですか。もうのっかかればすぐぐらっと落ちるぐらい、コンコンガマの上なんですけれども、今はパイプで業者を頼んで木で応急措置はされております。そして城山周辺のパイプのフェンス、これは東側はおそらく故意的なのかなと。あるいは固い何かでたたかないと、あんなにへり曲がらないぐらい曲がって、そして南側にまたのっかかると、それもぐらっと一番上のパイプがもう壊れています。すぐ、これも御指摘がありまして、そして湧出の休憩所ですね。そこもこの支柱の4本のほうがひび割れて、上を見たらこわくてこっちから座れないということで、観光団あるいは地元の人さえも、こっちはよく注意されているよということもお伺いしました。

そして感じたわけですけれども、今回きのうの一般質問でも義範議員、克己議員から観光地に対する、そして観光に対する御指摘。そして村民が観光案内人にならなければならないとか。この観光に対する思いやりは本当に必要性を感じている中で、私たちまた当局も今あったところをおそらく役場職員にも、それ恐らく皆さんの耳にも何名か聞いている人もいると思います。ところがやはり村長決裁というか、村長が判断をしないとできないのかなという村民の勘違いもあるわけですけれども、「ある、議員にも言ったけどな」と。そして議員もおっしゃるわけですけれども、なかなかそれが1年、2年、3年とできないとですね。「言ったけどね」、「言ったけどね」ということの繰り返しになります。その中でやはり課長がかわれればまたこれが引き渡してきていないところも多々あったと思いますけれども、今後やはり私たち村民一人一人が今、この観光地というのをもう一度見て回って、全役場課長以上、職員が自分の課ではないから、自分の担当ではないから、あの課の課長に任せっきりだという感じでは、もうたちごっこになって、絶対改善できないと思います。

その中で、芳魂之塔のちょっと文字の点で、平和学習ということで多くの方が連れていっている中で文字の薄い中で、直接また課長が言ったら、1週間以内でそれが改善されていて、私は喜んだわけですけれども、多くの方からいろんな観光施設、名所が御指摘を受けておりますので、ぜひ1担当課長だけに任せるのではなくて、網羅してこの伊江村の観光施設を皆さんでどういう状況というのを回ってほしいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいま亀公園の支柱の件で質疑がありましたので、今いろいろと見積もりを出して、新年度に向けて、どの事業でどの方向性でやるのか進めています。それでやはり海岸端ということで、今応急措置はしておりますが、やはり耐久性のある、持続性のあるやはり材料を使って今、いろいろと見積もりをとっています。新年度に向けて対策をしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいま渡久地議員の御指摘というか、本当にありがとうございます。

実は私もこの課に来て、なかなか全部回っていないというところがありまして、ただいまの御指摘のところについては把握していない部分もあります。それで議員、指摘されたとおり、全庁、課と連携を取りながらこの観光地の整備等にもまた進めていきたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

この印刷製本費ですけれども、これ外国語観光パンフレットを作成するという説明を受けましたけれども、この村の観光パンフレット、あるいは観光ピーアールのビデオの中に、ずっと昔のサイクリングロードといえますか、モクマオウのこれがあるんですね。今はもうないですね。で、私が畑でいたら、どこで聞いてきたのか、何か「並木ですばらしく、自転車サイクリングできるところがあるというんですね、どこか」と聞かれて、今はもう、あの道路は、向こうはみんな倒れていますよね。倒れていますよね。今度。だから、何かしら「あい、昔はあったんだけど…」と言うんですけども、やはり何か今はないわけですから観光団の皆さんに何か嘘ついたような感じがしてならなかったんですよ。今度またつくるものにもまた載るのかなという感じですが、ちょっとその辺どう思えますかね。

○ 議長 亀里敏郎君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまの御質問の件につきましては、実はその中、庁議の中でも御指摘がありまして、今は並木道路というのは、省いてパンフレットを制作しております。ですから今、まだ本部港にあたり、ほかの観光施設等に前のものが残っていたものを、観光客の方は持っていたのかなという感じがしますが、現在のパンフレットはそれを抜いて印刷しております。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

昔あった並木道路、あのタイムスの指定されたハンタ道ですか。ペーニシもありましたけれども、南北もあったけれども、東西もありましたよね。タイムスが指定したの。そういうふうに昔あった並木道路というのは、もうすぐきょう、あすにつくれるものではないわけですので、倒したら次何か木を植えて、将来のことも考えて、植樹していかないと、伊江村のこの街路樹というのが、もうほとんどなくなって、先ほど予算にもあったけれども、旅行村、ビーチ線についても松を植えたけれども、植えたにも金をかけたはずだけど、また倒すのも金、そういう状況があっちこっちで見られるわけです。だからこの樹種の選定というのは、これまでは松だったら何でも、どこでも大丈夫だという感じで植えてきたかもしれませんが、この前、セリ市場に行ったら、セリ市場のこの入り口の玄関の東側といえますか。タマクニブ、あれはちゃんとはいえていますよね。あれはほかのところではモクマオウとか、そういったのは塩害でなくなっているけれども、タマクニブは上等なんだなという、まさしく私は思いましたけれども、そういう現場で、向こうも潮害が厳しいところですよ。そういうところにはえているものを植えていく習慣をつけないと。木がきれいから、何本か植えてもそのたんびにまた壊すのも金がかかるという繰り返しになっているもので、その辺、木の選定を十分に考慮して植えていただきたいと。植樹していただきたいと。これは長くかかる将来へ残す財産ですので、その辺、御検討をいただきたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古 堅 和 昌 君

ただいまの質疑にお答えいたします。北並里線の枯れたモクマオウを今年除去をいたしました。そこは今年の調整交付金で、測量、設計の予算はとってあります。それで次年度に向けてモクマオウ並木を復活させるということで、この縦線はモクマオウを植える計画を立てています。それでは地主の同意をもらって、次年度に向けて今進めています。この街路樹と防風林、それをうまく今後は分けて植栽をしていかないとはいけないと思うんですよ。ですから今、我々農林が進めている農地保全整備事業は防風林です。やはりメイン通りは街路樹。リュウキュウマツ、フクギあたりを植栽、いろいろと計画は立てていますが、やはりもともと地元にある木、先ほど議員がおっしゃいましたセリ市場、あれは我々、野球愛好会、役場のメンバーで植えました。ですから地域に合った、この環境に合った、やはり位置的、北風のあるところはやはりタマクニブ、マサキですね。それとカポクあたりが一番強いわけですが、その辺も観光に、今後結びつけるように、建設、商工観光も連携しながら、計画を立てていきたいと思えます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

8款土木費、ほかにありませんか。7番 内田竹保議員。

○ 7番 内 田 竹 保 議員

2点ほどお伺いします。

18ページの伊江港多目的集会施設整備事業に関連するんですが、去った6月の定例議会で今ある駐車場に立体駐車場をつくってほしいということで、一般質問をいたしました。

当局の回答は港湾であり、非常に難しいというような答弁がありましたけれども、「絶対できない」ではないということで、県に調整といいますか。県に伺ってみたいということで答弁がありましたけれども、その後どのようにしているのか。

それと今回、多目的集会施設、来年度に一括交付金を利用して1カ年間先送りといいますか。というような来年度にやるということでマイナス2,000万円ということになっていると思いますが、何かしらこれとの兼ね合いもあるんじゃないかという錯覚もしているんですが、その1点と。

あと1点は、20ページの道路維持費、黒糖工場から東にかけての環状線、松が大分枯れて今、全部除去されている状況。枯れ松が撤去をされている。今後の先ほど義範議員のほうからも樹木の選定ということでありましたけれども、その通り。どの木をどの樹木を計画をしているのか、お伺いします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

お答えいたします。議員、今回立体駐車場につきましては、前回私が答弁で、県に伺うということを申し上げましたが、あの時点では、県のほうに調整をしても、別にできないことはない。ただし、この立体駐車場をつくるのは、やはりそのところにふさわしいかどうか。いろんな観点、つまり村民とか、そういったところを一応は基本にして、聞いてからそれを県とかと調整、必要になれば調整するというような私の答弁の内容ではありましたので、県には伺っていない。県にはここに立体駐車場をつくりたいというような伺いはしておりません。

そして先ほどの多目的の建物と、その兼ね合いは決してありません。先ほど申し上げたとおり、今設計をしまして、これから工事発注とか、そういったもろもろのことをいろいろ考えてみたときに、もちろん繰越しとか、そういった手続が可能ではあるんですけれども、やはり港の一番観光地の中では、一括交付金事業でやったほうが非常に理想的な事業展開にはなるということで、そのような計画変更をしたということでありませぬ。

2点目の県道の先ほどの枯れ木の撤去につきましては、実施しましたということですが、さらに県のこの担当課と調整をしながら、私たち伊江村としましても、これを切ってそれだけではまずいということで、ぜひまた植樹の植え替えをお願いしますということと。そしてあと1点、向こうのほうには、御承知のとおり、今大きなモクマオウが歩道の真ん中にもあります。そういったところというのも、この歩道の安全性から言うと、非常に厳しいところです。このモクマオウの根っこも大分張り出して、歩道に支障を来していることから、これもひとつの検討事項としてやってほしいということ協議しまして、実はその協議の内容につきましては、今週でまた県からもその検討につきまして、来る予定です。先ほどのこの木の樹種につきましては、庁議の中で、あとはどういった樹種がいいのかをこれから検討していこうと思っていた矢先です。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

1点目の立体駐車場の件ですが、今多目的集会施設を東側に計画しておりますが、そのフェリーから降りて、今午の銅像が立っていますよね。それも支柱側にかかるということで、これも何か別の場所に移動しないといかんというような話もあるんですね。あの牛像は、最初はもともとは西側のターミナルにあって、はにくすにのホールが完成した後に、今のところに移っているんですよ。それをさらにまた今回こういうふうに移すとなると、だから人によってはセリ市場に持っていったらどうかというような話もあるんです。しかしセリ市場に持っていても、それを立てるところが狭いような感じがするんですが、ですからその辺もあって、また今の計画どおりにやると、相当駐車場が狭くなりはないかという考えがあるものですから、立体駐車場ということで質問をさせていただきました。

2点目の道路については、去ったお昼でしたけれども、名嘉議員から電話があって、すぐ私の後ろでしたから行ったら枯れているその木の皮を取ると全部シロアリなんです。それは2人で確認しておりますから、ですから今後において、樹木の選定もこれからやるということでしたが、私はリュウキュウコクタン、それが一番ではないのかなと。確かに植えつけをして7年間は非常に成長が遅いんですね。しかし7年以降になるとどんどん伸びてくるんですよ。そういったこともあって、リュウキュウコクタンがああいう場所には最適ではないのかと思います。今、議場の後ろを見ますと、これトックリキワタですか。きれいに花が咲いていますね。高速道路の金武町あたり、その通りの中に非常にきれいな花が咲いているところがあるんですよ。そういった樹木も検討する必要がないのかなと思います。いかがですか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。議員お説のリュウキュウコクタン、これにつきましても、ただいま県のほうから街路樹としてどういう植樹が望ましいのかという提言も受けている状況です。それを今回またいろいろと庁議をして、確認していこうという矢先でありまして。ということで、リュウキュウコクタンもその一つに入っているのは確かです。それがそのままいけるかどうかは、みんなで内容を検討していきながらいきたいと思えます。トックリキワタにつきましては、その植栽計画の中にあつたかどうかは、私もちょっと覚えていませんが、ひとつ私、個人の意見としまして、トックリキワタのほうは大分大きな樹種になることが予想されるのではないかと。それとまたいろいろと台風等とか大丈夫なのか。またいろいろと先輩方にもいろいろとところから意見を聞きながら、植栽のほうは決定をしていきたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

10番 友寄祐吉議員。

○ 10番 友 寄 祐 吉 議 員

20ページの道路新設改良工事費に関連してお伺いいたします。まず村長にお伺いしたいと思います。

9月の定例議会の特別審査委員会でも質疑をし、また要請もいたしましたが、またさらにきょう、もう最後の質疑を行います。

この軍用地への侵入道路のグスク真謝線のこの側溝の改善、そしてそこにふたの設置と質疑をいたしましたところ、あのときは村長としては、最後に分遣隊の移設の件もあるから、これから検討していくということでしたが、その後の検討。

そしてまた課長に至っては、向こうはため池の集水のあれでもあるしということもありましたが、これはやらないための理由であって、この集水はグレーチングとか何とか、この辺もみんなふたして、集水もできるようになっていますから、これは問題ないと思いますので、ぜひともこれは基地問題でありますし、SA CO交付金とか、こういったことでやっていけばできるのではないかと考えております。そしてこの距離は、約4,000メートルぐらいですね。一気ににはできないと思いますが、徐々にティンダティナハバと言って、ちょっとずつでも始めていって完成をさせていただきたいと考えております。と言いますのは、交通の安全、安心ももちろんですが、皆さんも選ばれていますので、見てもわかるとおり、この側溝あるかないのかわからないような、また美的にも環境的にもすっきりしないんですよ。そういったもの裏側から通って島を一周できるような、この環境づくりも含めてやってもらいたいと思います。村長、どんなですか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

確か前の議会での答弁では、現在のこの側溝の幅と深さですね。その辺の部分で即、側溝のふたがかけられるのかどうなのかという部分の話もあったと私は理解をしておりますが、そういう中で今後その辺の構造的な部分、今のこの側溝にすぐ口蓋、ふたがかけられるのかどうなのかの部分と。新たにその辺の部分で改修しないといけないのか。その辺も含めて、はい分遣隊の移設という部分で答えたという部分もありますが、もっと専門的な角度から、できれば一括交付金あるいは調整交付金を使って、実施できるようにもっと専門的に精査をさせていただきたいと思います。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島 袋 義 範 議 員

18ページの総合運動公園実施計画策定事業について、お伺いします。

私は以前の一般質問におきまして、パークゴルフ場を検討できないかと一般質問をしましたけれども、前村長はつくる気はないということでしたけれども、村長も代わりましたので、さらにお願いをしたいんですけども、今ですね。パークゴルフ場は、ゲートボールの次のものだということで、各市町村であっちこっち整備されつつあるんです。ゲートボール場は、ゲートボールが悪いんじゃないんですよ。だけでも精神的によくないという方々もいらして、どうも取り組めない、あれには。だけでもあっちこっちのパークゴルフ場に行ってみると、あんなすばらしいものはないなど。ゆっくり体をゴルフとも違うし、体を壊すものでもないし、急激にやるものでもないから、ずっと年をいった人でもできるし、運動にはすばらしい、これだなと思っているわけですけども、村長今回の運動公園総合計画の中で、もし面積がとれないということも一理由にありましたけれども、拡大してでも私は将来的に考えてもやるべきではないかと。

あとこれは言っていないかどうかかわからないけれども、あと5年、私も来年は65歳で老人の仲間に入るわけ

ですけれども、どうもやりはするけれども、そんなに自分から進んでやるようなゲートボールではないんですよ。パークゴルフだったら喜んでできそうな感じはするんですよ。どうですか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

はい。年輩の皆さんがいろんな競技があつて、健康づくり、あるいはレクリエーションをして、要するに気分爽快になるような施設が多くなるのは、これは非常にいいことだと思っております。今の総合運動公園の整備のアンケートの中で、うちの政策調整室のほうでアンケートもありまして、その中にもパークゴルフの要するに、必要な施設はどうですかというアンケートの中で、一応は調査もしています。ただ、パークゴルフというのが、まだまだ認知度的にどういうものかという部分もあったかもわかりませんが、そのアンケートの調査では、非常にこの必要性は低いという部分でありまして、それとパークゴルフの楽しみとか、その辺の部分は私も個人的にはよく聞いております。そういう中で、現段階ではなかなかパークゴルフ場をつくりましょうという部分の決断は、私はちょっとできない感じがあります。ひとつは、やはり先ほど島袋議員からもありましたが、ゲートボールも確かにそうだと思いますね。個人的に要するにゲートボールが好きな方もいるし、個人的にその辺の部分。いろいろとあると思いますが、そういう中で、やはりゲートボールが今の伊江村の老人クラブの中で、この老人の団結、あるいは老人会の活動に果たしている役割は非常に大きいと私は考えております。そういう中でゲートボールに対する、その辺の部分のパークゴルフ場をつくるという部分は、なかなかできれば老人会としては、そういう部分の施設は今をつくってほしくないというような感じを個人的に受けています。

そういう中で、今回の総合運動公園の中には一体的に用地はとれないのは事実ですが、能古島は花を植えて、その空いているところにこうこうつくって行って、結構次のホールまでも距離があつたという感じを受けておりますが、そういう部分の中で有効活用できる部分があれば、それはそれで検討する課題にもなると思いますが、基本的に今の老人クラブの状況、それとゴルフ場はあまり関連はありませんが、より多くのレクリエーションのできる競技施設をもって、多くの人が健康づくりにするというその方向性は、確かにいいと思いますが、現段階ではパークゴルフ場の部分については、若干「すぐつきます」というような状況にはないと、私は思っております。当面はその辺のパークゴルフの県内的な状況、動向も踏まえながら検討していく課題かと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

村長おっしゃるように、認識は私も一緒です。今の老人クラブの中でゲートボールが盛んで、その中でゲートボールをしながら、それぞれの団体の融和を図られているということには、認識は一緒です。でもこれからの老人、御老人についての遊び場も、遊ぶ場ではなく、健康づくりの場もつくってやるのも、またひとつの考えるべきではないかと思っておりますので、今各市町村につくられつつあると申し上げましたけれども、ぜひ企画のほうでも、どういうどここの市町村でパークゴルフ場ができたのか。その辺を詳しく調べて、いただきたいと思ひまして、希望ですのでこれは、ぜひ取り組んで将来的な問題でもいいから取り組んでいただきたいと思ひます。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

お答えいたします。議員のおっしゃるようにパークゴルフは手軽な軽スポーツということで、今大変、注目を浴びておりますし、また競技人口もふえているということで、各市町村でそういう計画もあるということもお聞きしておりますので、そういうパークゴルフ場が伊江村に整備できるのか等も含めまして、検討させていただきたいのと。また私、まだパークゴルフ場を見たことがないので、ぜひパークゴルフ場を見て実感、体感をしまして、どういう施設なのかということを感じていただきまして、今後また真剣に検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

パークゴルフ場という、パークゴルフという名前がまだまだ知られていないんですよ。今、政策調整室長が言うように、やはり役場の課長の皆さんもぜひ必要ですね。パークゴルフのよさをどこかで、今帰仁村にもあります、国頭村にもいいのがあります。ぜひ体験していただきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

18ページ、1点確認をいたします。細節1235。川平9号線整備事業、先ほど課長の説明の中で、本事業を進める中で、排水溝の設計も含むという説明がありましたけれども、それはこの9号線だけの問題なのか。その地域一帯の排水の設計のことも含んでいるのか。確認をいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

川平9号線につきましては、先ほど東西に整備するその道路はあるわけですがけれども、そのところには、この地域のほうも倉庫とか住宅とかができてくる傾向にありますので、まず側溝は設置したいと。じゃあしからば、その側溝の末端の処理はどこまでできるかということ、いろいろと検討したときに、西側のほうの大きな大口排水路に行くところまでには大きな排水路があるんですけども、そこのほうにつなげないかどうかという検討をして、そうすると地域の議員おっしゃる近くの側溝もそれに加味できるのではないかと。ということで、考えていますので、基本的には一番その低い場所の排水の検討をすれば、地域の排水溝も取り組めることを、できると思ひまして今検討をしているということを答弁しました。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

ぜひ、本議会で何度か取り上げましたけれども、あの辺一帯の排水処理問題は、ひとつ周辺の生活環境に大きくかかわっている問題でありますので、ぜひいろんな事業を活用しながら、その辺一帯の排水計画をしっかりと構築していただきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

8款土木費、ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

9款消防費。〔「進行」の声あり〕

10款教育費。7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

24ページ、民俗芸能村外公演負担金についてでありますけれども、それは去ったイージマ郷友会の30周年

記念式典における各区の役者の皆さんの旅費だということでした。このイージマ郷友会の30周年の記念式典にあたって、各公民館、区長の皆さんに文書で依頼がありました。そのとき、当初は各字1点、この文書、私の地元の区長から見せられておりますから、「当初は1点、できなければよろしいです」と。「旅費も各区で負担をしてください」という依頼なんです。私は、地元の区長から相談を受けて、「これちょっとまずいんじゃないの」と、島には伊江村民俗芸能保存会という組織があるから、区長何名か相談をして、教育委員会をお願いしてみたらということで、郷友会にまず相談はしていると思います。今回その計上はされていますから、そういったことをお願いをする場合に、一方的に区長会の皆さんにお願いしたというような、私たちも具体的に知らない。ただ文書が来たからこうだよということでありましたので、今後このようなことがないように、郷友会の皆さんとちょっと話し合いもすべきではないかと感じるんですね。

当時、その案内文書の中にも「伊江村民俗芸能保存会」が正式名称ですが、「伊江村古典芸能保存会」というような名称も間違っていました。民俗芸能を出演するのであれば、私は当然、保存会の三役の皆さんもその総会、あるいは祝賀会に出席すべきだと思います。それは案内があったかどうかはわかりませんが、その辺も今後において、ないように私は郷友会の皆さんとの話し合いをぜひやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいまのイージマ郷友会の件につきましては、実はこの各区にこういった文書が行ったことにつきましては、区長会を開催したときに初めてわかりました。そういったこともあって、この件については、総務課長に会長と連絡を取るよう申し上げて、そして話し合いをしたいということで、一度来ていただきました。まさに今、内田議員からありましたように、「どうして遠慮なさるんですか」と。せっかくのイージマ郷友会の30周年という記念式典ですから、私たちも村としても、もちろん補助金は流していますが、この件に至っては特別な式典でありますし、祝賀の宴でもありますから、御相談していただければ、村としても動きますよということでお話し合いを申し上げて、そして案内すべき方々をぜひお願いしますということも申し上げたんですが、時既に遅かったというのか。実は案内名簿も見せられていなかったんですが、私ども役場内も課長は総務課長だけ。三役だけということとか。そして保存会もされていない。老人クラブの会長もないとか。あとでいろいろなことをどのようにして、案内状を出したのかということは、お叱りも、逆に私もお叱りを受けた一人ではありますが、今後はそういったことで、イージマ郷友会、実はこう行事を、こういうことを申し上げていいのかどうか。行事を実は計画されるときも、村の行事とあまり連携を図らないというか。村の最初の当初の計画書を見てすぐさま、名護の郷友会の皆さんの事業計画をつくられて、突然案内状が来たりするのが今現状でありますから、今後そういったことがないように、今後ともイージマ郷友会の方とも話し合いをしながら、私のほうでまたこれはぜひ責任を持ってやっていきたいと思うんですが、なかなか会長が携帯電話を持っていないために、非常に連絡がとりにくいものがありますので、御指摘のことについては、しっかりと連携をできるように、これは私が責任を持ってやっていきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻17時34分)

再開します。

(再開時刻17時35分)

10款、ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

13款、諸支出金。13款ありませんか。〔「進行」の声あり〕

歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第71号 平成25年度伊江村一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号 平成25年度伊江村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第72号 平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第72号 平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,699万3,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、詳細については住民課長より説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

それでは事項別明細書をもって御説明を申し上げます。

歳入1ページ、3款1項4目特定健診等負担金、細節1. 特定健診等負担金65万1,000円の減額補正でございますが、厚生労働省からの確定通知による減額補正でございます。

歳入2ページ、5款1項1目前期高齢者交付金、補正額19万6,000円の減額補正でございます。社会保険診療報酬支払基金の確定通知に基づく減額補正でございます。

歳入3ページ、6款1項2目特定健診等負担金65万1,000円の減額補正でございますが、3款で説明しました国庫の減額に伴いまして県負担金もあわせての減額でございます。

歳入4ページ、10款4項6目雑入49万7,000円の補正額は、国保連合会からの精算確定通知による雑入の補正でございます。

続きまして歳出を御説明申し上げます。1ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費1,829万8,000円の増額補正でございますが、療養費に不足が見込まれますので、増額補正をお願いいたします。

同じく5目審査支払手数料、補正額ゼロであります。10款の雑入で入れました49万7,000円を財源調整いたしております。

2ページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額医療費210万円の増額補正ですが、療養費同様に不足が見込まれますので、補正増額をお願いいたします。

歳出3ページ、3款1項1目、細節101. 後期高齢者支援金でございますが、後期高齢者支援金の確定による48万9,000円の減額補正でございます。同じく2目後期高齢者関係事務費拠出金、細節101. 2,000円の増額

補正でございますが、後期高齢者関係事務拠出金に不足が見込まれますので、補正をお願いいたします。

歳出4ページ、4款1項1目前期高齢者納付金4万9,000円の増額補正は、細節101. 給付金に不足が見込まれますので、補正増額をしております。

2目前期高齢者関係事務拠出金、細節101. 前期高齢者関係事務費拠出金に不足が見込まれますので、2,000円を増額補正しております。

歳出5ページをお願いします。6款1項1目介護納付金30万5,000円の減額補正は、負担金交付金の確定による減額補正でございます。

歳出6ページをお願いいたします。8款1項1目特定健康診査等事業費、補正額ゼロでございますが、歳入で減額しました国庫負担金を調整いたしまして、財源補正をいたしております。

歳出7ページ、9款1項1目基金積立金1,862万4,000円の減額補正は、補正いたしました療養費等の支払いに充当したく減額補正をしております。

歳出8ページ、11款1項3目償還金、細節101. 一般分償還金22万1,000円、細節103. 特定健診等国庫負担金償還金、101. の一般分償還金につきましては、平成20年から平成23年の4年間におきまして、国民健康保険調整交付金及び療養給付費等の負担金に修正がございましたので、その修正に伴う償還金の計上でございます。

同じく細節103. の124万5,000円の償還金は、平成24年度の国民健康保険特定健診及び保健指導負担金の精算に伴う償還金であります。

歳出9ページ、13款1項1目予備費350万円の減額補正ですが、保険給付費等へ充当したく予備費から流用いたしております。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第72号 平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号 平成25年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第73号 平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第73号 平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出の予算総額から歳入歳出それぞれ24万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,579万1,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細については、住民課長をもって説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入1ページをお願いいたします。4款1項2目保険基盤安定繰入金63万8,000円の減額補正は、平成25年度の基盤安定負担金通知に基づき、減額補正をさせていただきます。

歳入2ページをお願いいたします。6款4項2目雑入、39万3,000円の増額補正は、平成24年度分の後期高齢者医療広域連合の市町村負担金の精算分に基づく計上でございます。

歳出1ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金63万7,000円の減額補正でございますが、平成25年度の保険安定基盤負担金の確定通知に基づく減額補正でございます。

歳出2ページ、4款1項1目予備費39万2,000円の増額補正は、歳入歳出の予算を調整いたしまして、予備費から流用し、計上させていただきます。以上で説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第73号 平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号 平成25年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第74号 平成25年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第74号 平成25年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

第1条で平成25年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第2条で、予算第3条に定められた収益的支出の予定額を次のとおり補正したいと思います。

21款水道事業費用においては、補正増減なしで、予備費から営業費用へ206万9,000円組み替え、執行する

ための補正となっております。

次に、第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正したいと考えております。1項1号の職員給与費を補正予定額36万3,000円を加えまして、1,545万1,000円に定めたいと思います。

詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 亀里敏郎君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

御説明いたします。3ページです。収益的収入及び支出、21款1項2目配・給水費206万9,000円の増額です。2節手当、職員1名に子どもが誕生いたしております、扶養手当、児童手当分でございます。3節法定福利費、去った7月から現場に対応すべく臨時職員を採用いたしております。その職員の保険料、雇用、労災費、健康保険等でございます。6節賃金、その7月採用の臨時職員の賃金でございます。4項1目予備費、26節予備費、1項2目の配・給水費に充当するために、調整減額をいたしております。以上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

収益的収入及び支出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第74号 平成25年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第74号 平成25年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

休憩を返上して会議を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。会議を続行いたします。

日程第14 意見書第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）を議題といたします。

本案は、提出者 内田竹保議員、賛成者 友寄祐吉議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

ただいま議題となりました意見書第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）につきましては、沖縄県町村議会の議決を得て、またさらに今議会の議会運営委員会の採択を得ての提案であります。

朗読して提案理由の説明にかえます。

意見書第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して

丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において、閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちをささないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされているおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々伊江村議会は、道州制導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年12月13日 沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先は、衆議院議長 伊吹文明、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 麻生太郎、内閣官房長官 菅義偉、総務大臣内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当 新藤義孝。以上であります。

なお、ただいまの案文について、読み違いがありましたら、後ほど議長のほうで訂正をお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています意見書第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 決議第3号 北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する要請決議（案）を議題といたします。

本案は、提出者 友寄祐吉議員、賛成者 内田竹保議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。10番 友寄祐吉議員。

○ 10番 友寄祐吉議員

ただいま議題となりました決議第3号について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、北部市町村議長会で決議され、そしてその議長会の安和会長から要請決議をしていただきたいという要請依頼がありまして、そしてまた去った12月5日の村の議会運営委員会で審議をし、ぜひとも基幹病院は必要であるということで、今回提案した次第であります。

それではその案文を朗読いたします。

決議第3号 北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する要請決議（案）。

医療は、教育等とともに住民が安心して暮らしていくための不可欠にして最重要な基本的社会資本である。政治・行政に携わる者にとっては、絶えずその整備強化を図っていく責務がある。

近年、全国的に病院経営が厳しくなっており、特に医師や看護師等の専門職の偏在などから、都市部から離れた圏域に存在する中小病院においては専門職の確保ができず、基幹病院としての機能を十分に発揮できないでいる。北部医療圏域においても全国と同様な困難に直面し、県立病院において産科医、小児科医、内科医、外科医の専門医の確保ができず、機能縮小をせざるを得ない状況に陥っており、そのことが残った医師の疲弊感をさらに増幅させるといった悪循環をもたらしている。

また、診療機能が十分に確保できないため、地域の患者の20%以上が中南部の病院に受診せざるを得ない状況を作り出しており、患者のみならず家族にとっても身体的・経済的に大きな負担となっている。さらに、北部医療圏は、沖縄本島の約半分を占めるとともに3離島村を含めて構成されており、その広い地域に住民が散在して生活を営んでいるため、都市地区との医療格差が生じている。

このような状況は、北部住民にとって決して看過できるものではなく、地域住民の安全と安心な暮らしを守るためにも、沖縄県が主導して地域と議論をしながら新たな抜本的な解決策を早急に模索していく必要がある。

今般、改定された沖縄県保健医療計画（第6次）において、北部医療圏の課題解決に向けて、県立北部病院及び北部地区医師会病院の病床を活用した新たな基幹的病院構想等を含めた広範な議論を行うことが求められている。

よって本村議会は、この長く続いている北部医療の機能縮小の流れを止めるため、下記の機能を有した新たな基幹病院（マグネット病院）の設立を強く要請する。

- 記 1. 500床規模の機能集約病院であること。
2. 多様な病気に対応できる地域完結型の機能を持つこと。
3. 専門医から研修医・学生まで育てていく教育機能を持つこと。
4. 安心して産み育てることができる十分な産婦人科・小児科の機能を持つこと。
5. ドクターヘリの機能を有する救急救命病院であること。
6. 離島・僻地診療所への医師派遣等のバックアップ機能を持つこと。
7. 災害発生時の対応ができる病院であること。

以上、決議する。平成25年12月13日、沖縄県知事 仲井眞弘多殿。沖縄県国頭郡伊江村議会。

以上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております決議第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第3号 北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する要請決議（案）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第3号 北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する要請決議（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 決議第4号 TPP交渉に関する要望決議（案）を議題といたします。

本案は、提出者 知念一邦議員、賛成者 山城克己議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 知念一邦議員。

○ 8番 知 念 一 邦 議 員

それでは決議第4号について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により案文を朗読し、提案理由にかえたいと思います。

なお、本要望決議案は、県の町村議長会で決議され、12月5日の本議会運営委員会の採択を得ての提案であり、読み上げて上程いたします。

それでは、朗読いたします。

TPP交渉に関する要望決議（案）

TPP交渉は、年内にも合意するペースで交渉が進められているとの報道があるが、この交渉の状況によっては、農林水産業を基幹産業とする町村の多くは、海外からの大量の安価な農林水産物の流入等により、深刻な打撃を被り、農山漁村が崩壊する恐れが高いと考えられる。

とりわけ、離島県である沖縄県においては、農業の基幹作物であるさとうきびをはじめ肉用牛、酪農、パイナップル生産に壊滅的な打撃を受けるばかりでなく、関連産業も含めた地域社会の崩壊も危惧され、県域全体への大きな影響が懸念されている。

よって、国は、目標とする食料自給率の達成、食の安全性の確保、農山漁村の景観及び自然環境の維持、水源涵養等の公益的機能等を維持する観点及びこれまで営々と築き上げてきた制度を守る観点から、我が国の実情に十分配慮した交渉を行い、下記の点を確保し、状況によっては、TPP交渉からの脱退を含め、決然とした行動をとるよう強く要望する。

記 1. 農山漁村に与える影響に鑑み、とりわけ、農林水産分野の重要5品目（米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物）などの聖域及びパイナップルの確保を最優先とすること。

2. 国民の食の安全が損なわれないよう、食の安全・安心の基準を守ること。

3. 国内林業・国内水産業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

4. 誰もがいつでも安心して適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を堅持すること。

以上、決議する。平成25年12月13日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先、内閣総理大臣 安倍晋三、外務大臣 岸田文雄、財務大臣 麻生太郎、農林水産大臣 林芳正、経済産業大臣 茂木敏充、厚生労働大臣 田村憲久、内閣官房長官 菅義偉、沖縄及び北方対策担当大臣 山本一太、でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております決議第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第4号 TPP交渉に関する要望決議(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第4号 TPP交渉に関する要望決議(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第17 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第9回伊江村議会定例会を閉会いたします。

長い時間、誠にお疲れ様でした。

(閉会時刻18時12分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 亀 里 敏 郎

署名議員 (10番) 友 寄 祐 吉

署名議員 (11番) 渡久地 政 雄